

第 1 2 回

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 議 録

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

- 1 会議の日時 平成 16 年 4 月 20 日(火)
開 会 午後 2 時 00 分
閉 会 午後 5 時 11 分
- 2 会議の場所 掛川グランドホテル 王冠の間
- 3 出席者及び欠席者の氏名 別紙 1 出席者名簿のとおり
- 4 議 題 別紙 2 次第のとおり
- 5 議 事 別紙 3 のとおり
- 6 会議録の確定

確 定 年 月 日

平成 16 年 6 月 8 日

議長の記名押印

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 長 榛 村 純 一

出席者名簿

協議会					その他				
	役職	氏名	種別	出欠等		役職	氏名	職名	出欠等
1	会長	榛村純一	掛川市長		31	幹事	太田原浩	掛川市総務部長	
2	副会長	大倉重信	大東町長		32		松永正志	大東町企画課長	
3		伊藤徳之	大須賀町長		33		大石與志登	大須賀町総務課長	
4	委員	小松正明	掛川市助役		34	事務局	松井孝	事務局長	
5		川口・	大東町助役		35		栗田博	事務局次長	
6		水野幸雄	大須賀町助役		36		高鳥康文	総務班長	
7		戸塚正義	掛川市議会議長		37		赤堀賢司	調整1班長	
8		樽松友則	掛川市議会副議長		38		深谷富彦	調整2班長	
9		山本義雄	掛川市議会議員		39		服部和敏	総務班	
10		石山信博	掛川市議会議員		40		新貝和也	調整1班	
11		鳥井昌彦	大東町議会議長						
12		牧野勝彦	大東町議会副議長						
13		鈴木治弘	大東町議会議員						
14		水野薫	大東町議会議員						
15		半井孝	大須賀町議会議長						
16		河井清	大須賀町議会副議長						
17		内藤澄夫	大須賀町議会議員						
18		上野良治	大須賀町議会議員						
19		原田新二郎	学識経験者						
20		田中鉄男	学識経験者						
21		中山富美江	学識経験者						
22		戸塚誠夫	学識経験者						
23		松本恵次	学識経験者						
24	水野淳子	学識経験者							
25	増田正子	学識経験者							
26	蒲原忠雄	学識経験者							
27	中井明男	学識経験者							
28	仲村吉広	学識経験者							
29	鈴木孝治	学識経験者							
30	小櫻義明	学識経験者							

第12回 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会次第

日時 平成16年4月16日(火)

午後2時から

場所 掛川グランドホテル 王冠の間

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

[報告]

報告第10号 委員の変更について

報告第11号 平成16年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会事業計画について

報告第12号 平成16年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会予算について

報告第13号 住民説明会の開催結果について

(2) 協議事項

[協議]

協議第26号 新市建設計画について

4 その他

(1) 次回の会議の開催について

日時：平成16年5月18日(火)午後2時

会場：掛川グランドホテル 3階 王冠の間

5 閉 会

栗田事務局次長 皆様、改めましてこんにちは。

皆様には、公私とも大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
す。

ただいまから、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の第12回会議を開催いたします。

開会に当たりまして、榛村会長よりごあいさつを申し上げます。榛村会長、お願いします。

榛村純一会長 皆様、こんにちは。

新茶の香り高いこのごろでございますけど、皆様方、年度初めでお忙しいところですが、お集まりいただきましてありがとうございます。

また、傍聴の皆様方も熱心に合併の協議を見守っていただきまして、プレスの方々とともに、厚く御礼を申し上げます。

前回より今回までの中で一番変わったことといたしますと、もちろん年度が新しくなりまして、いろいろなそれぞれの1市2町の行政的な行事は円滑に進んだわけですが、合併についてだけに限りますと、何といても6つの住民説明会、6会場は説明会が無事に終わりました。いろいろこれに約1,700の方がご出席になられたわけですが、協議会の委員の方々には、特に何会場か、あるいはご熱心な方は全部の会場に出ていただいた方もありますが、ご苦労さまでございました。

この1,700人から出た質問とか意見とか、いろいろなことについては、それぞれ当局として真摯に受けとめて、注意してやっていかなきゃいけないと考えておりますが、私が感じました最もこれが大事だと思われることについては、要約しますと3つぐらいになりました。

1つは、どこの会場からも、特に南部の方の会場から出ました道路についての抜本的な改修あるいは特例債を使ってもいいし、そうでなくても、とにかく時間が短くなるようにしてもらいたい、その計画を最優先でやってもらいたい、それが合併の目的であり意義であると、こういう声が非常に強く出されました。私もそのとおりだと思いますので、かなりそのことについては、現道を抜本的に改良するやり方と、バイパス的に解決するやり方とそれぞれあるわけですが、きちっと計画を立て、県とよく協議して、しっかりやっていかなくちゃいけないと、これが第1点であります。

それから、2点目のお話は、各会場から出ましたことで、合併についての団体自治としての市町村の行政改革とか、合併しなきゃならない理由はよくわかったけど、住民・市民レベルで、個々の住民・市民にとって合併のメリットを教えてくれとか、何がメリットかということを書いてもらいたいということについては、説明が非常に難しいなと思いました。

それはなぜかといいますと、合併のデメリットというのは、料金が上がるとか、いろいろ税金の問題がこうだとか、かなり役場が遠くなるとか、そういうデメリットは具体的であると、個別的であると。それに対して、メリットの方は、お茶がまた全国で生産量が1位に復活してブランドが確立する、これはメリットですが、抽象的だと、あるいは長期的だと。行財政改革が進む、これもやや間接的な効果しか感じられないと。そのほかいろいろな点でメリットについての説明は難しいなと、こう思ったことでありますので、これについて、いろいろもう少し東京女子医科大学があるから予防医学が一挙に進むようにしたいとか、きょうお諮りする新市建設計画を、住民・市民がそれを読んだときに、よりわかりやすく、メリットを、なるほどそうかという感じになるように、これから実施計画の段階では、きちっとまとめていかなきゃいかんなど、こう思ったことが2つ目であります。

それから、3つ目のことは、今、国で三位一体改革を進めておりますが、この三位一体改革と合併とは、もともとちょっと違う性質のものを持っているわけですが、住民・市民の方々にとっては、三位一体改革が合併とともに一緒に来るものですから、この部分は三位一体改革で改革した部分、この部分の交付税が減ったのは、交付税の見直しによって減ったものであって、合併したからとか、しないからとかいう問題ではないと。つまり、合併をすることによって、住民・市民にいろいろな変化があることと、三位一体改革、それから国全体の大きなうねりの中で改革される部分とが、仕分けて説明することがなかなか難しいなと。それが、すべて悪いことは全部合併したからだとか、合併でそんなことになったとか、そういうふうにとられやすいなということを感じたわけでありまして。

そういうことについて、委員の皆様方もそれぞれお感じになったこと、たくさんあると思いますので、当局に命令していただいたり、お互いの協議で、なおこれから間違いのないように、しっかり深めていくようにしたいと、このように思っているわけでありまして。

いろいろ説明会についてはありがとうございました。

それから、今日は4件の報告事項と、前回11回で提案、お知らせした建設計画を確認していただくことの1件の協議事項とあるわけでありまして、その4件の報告のうち、1つは委員の交代が県の人事異動に基づいてなされることと、掛川の3号委員のお一人が海外に行かれたの

で変更すると、そういう変更がありますので、後ほど自己紹介的に認めいただきたいと、このように思っております。

それから、あとは16年度の事業計画とか事業予算をお認めいただくことということであります。

一つだけエピソードを申し上げますと、この間、原泉といって、ここから20キロ奥のところに森の都という温泉がありまして、ならここの温泉といいますが、そこで桜まつりをやりましたら、大須賀町の沖之須の沖の塩という塩をつくっている女性グループが大勢、大挙して森の都へ来まして、早くも海の幸と山の幸を交換して、もう住民の意識はその段階で合併したような、日本人はみんな花の下に入ると一つになるとよく言われておりますが、それがお花見の効果だと思えますけど、そういうことがありまして、私も行って、これが効果、早くもこうなったんだなと思えました。それが、ほんのちょっとしたエピソードです。

それから、おととい、新御前崎市の市長が誕生いたしました。これも清新な、新しい住民選挙を目の当たりに見まして、これが我々の方も来年の4月以降の選挙で新しい体制ができるんだなということを実感いたしました。その御前崎市の誕生を大倉町長さんと2人でお祝いしてきたわけであります。

そういうことが、ほんのわずかの間にございましたが、きょうは新市の建設計画という、今25項目全部調整が一応終わって、あと残された新市の建設計画という基本計画を今日協議していただくという内容であります。

それでは、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、大変お忙しいところご苦労さまでございます。

栗田事務局次長 ありがとうございます。

次に、会議次第の3番目の議事に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、会長が務めることとなっておりますので、会長に会議の進行をお願いいたします。

それでは、榛村会長、よろしくお願いいたします。

榛村純一会長 それでは、規約の定めるところに基づきまして暫時議長を務めさせていただきますので、会議の進行にご協力お願い申し上げます。

それでは、早速ですが議事に入ります。

報告事項につきましては、先ほど申し上げたように4件ございます。

報告第10号 委員の変更についてご説明申し上げます。

説明願います。

松井事務局長 それでは、協議会資料の4ページになりますが、報告第10号の委員の変更についてご説明申し上げます。

第11回の協議会以降、3号委員におきまして3名の変更がございましたので、報告をさせていただきます。

下段の表をご覧くださいと思いますが、掛川市の滝沢恵子委員でございますが、一身上の都合によりまして3月末で退任されました。代わりまして、中山富美江委員に4月1日付でご就任いただいております。

また、静岡県職員のお二方につきましてでございますが、人事異動に伴いまして、新たに静岡県総務部市町村総室の仲村吉広委員と静岡県中遠県行政センター所長の鈴木孝治委員に4月1日付でご就任いただいておりますので、ご報告申し上げます。

なお、資料の1ページと2ページに4月1日現在における協議会委員等の名簿を載せてございますので、ご覧おきいただきたいと思います。

以上が報告第10号 委員の変更についてでございます。

榛村純一会長 それでは、新しい委員をお願いいたしました3名の皆様に、自己紹介を兼ねて、ごあいさつをお願いいたします。

最初に、掛川市の中山委員、続きまして県職員の仲村委員、鈴木委員の順番でお願い申し上げます。

中山富美江委員 掛川市の中山富美江でございます。

私、ただいま会長さんからお話ありました、ならここ温泉の原泉の出身でございます。本当に小さなところでございますけれども、大変いいところです。

私、今まで後ろの席で傍聴させていただいておりましたけれども、今回から前の席の方に座るようになりまして、本当に緊張いたしております。

わかりませんので、どうぞ皆様、よろしくをお願いいたします。

仲村吉広委員 4月1日より県の市町村総室長をやっております仲村吉広でございます。よろしくをお願いいたします。

前任は、県で行政改革室長をやっておりました。今回、委員として、皆さんたちと合併についてお手伝いしていければというふうに思っております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

鈴木孝治委員 同じく、4月1日付で中遠県行政センター所長を命ぜられました鈴木孝治でござ

います。

前任は、県庁で健康福祉部に勤務しておりました。

私、県の職員としてスタートを切ったのが、勤務地が当時、掛川市でございました。この掛川市から大東町、大須賀町、1市2町の合併で東遠の将来を担う、こういった歴史的な事業に皆さんと一緒に協議会委員として参画でき得ましたことを大変うれしく思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

榛村純一会長 3名の方々、どうぞよろしくご指導を願いいたします。

新市の誕生まで1年を切りましたが、それぞれ新しい委員も加えて、より一層充実したご審議をお願い申し上げます。

続きまして、報告第11号 平成16年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会事業計画と報告第12号 平成16年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会予算について、関連がございますので、一括お諮りいたします。

説明を願います。

松井事務局長 それでは、資料の6ページになりますけれども、報告第11号 平成16年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会事業計画についてご説明申し上げます。

7ページをご覧いただきたいと思えます。

まず、事業項目の1点目でございますが、合併協議会の開催でございます。

本年度は、4月、5月、6月と11月の4回、開催を予定してございます。

日時につきましては、原則といたしまして第3火曜日の午後2時からでございます。ただし、第14回の協議会につきましては、6月16日水曜日となります。午前10時からでございますが、よろしく願いいたします。

会場につきましては、全会とも本日と同じこちらの会場ということでございます。

協議会の議事等につきましてはでございますが、5月の第13回協議会では、合併協定書の内容の確認と平成15年度決算報告などを行います。

また、6月の第14回協議会では、合併協定書の調印と新市名称公募当選者への賞品授与など、11月の第15回協議会では、合併協議会の廃止の確認と第14回協議会以降の経過報告などを予定してございます。

それから、2点目でございますが、住民説明会の開催でございます。

住民説明会につきましては、3月27日から4月15日の間、掛川市は3回、大東町は2回、大須賀町は1回の計6回を開催いたしました。

なお、この後の報告第13号によりまして、開催結果のご報告を申し上げます。

それから、3点目でございますが、合併協議会だより等の発行でございます。

これまでに第10号までを発行してございますが、引き続き1市2町の全世帯に配布するよう予定しております。

4点目は、ホームページの運営でございますが、これまで通り行ってまいります。

以上が報告第11号でございます。

続きまして、8ページになりますが、報告第12号 平成16年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会予算についてご説明申し上げます。

この予算につきましては、合併協議会財務規程第3条第3項の規程によりまして、会長が調製し報告するものでございます。

9ページをごらんください。

第1条では、協議会の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,400万2,000円と定めたものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

11ページをお開き願います。

最初に、歳入でございます。

市町負担金につきましては、1,400万円計上してございます。

説明欄にございますように、掛川市が724万5,000円、大東町が366万7,000円、大須賀町が308万8,000円を負担するものでございます。

繰越金と預金利子に、それぞれ1,000円計上し、歳入合計といたしましては、1,400万2,000円を計上しているところでございます。

続きまして、歳出でございますが、内訳につきましては、主なものをご説明申し上げます。

1款1目協議会運営費といたしまして、11節需用費で160万円、これは住民説明会での資料など、印刷費が主なものでございます。14節使用料及び賃借料で135万円、これは住民説明会や協議会における会場借上料でございます。

1款2目広報広聴費といたしまして、11節需用費で410万円、これは協議会だよりの印刷費が主なものでございます。13節委託料165万5,000円につきましては、ホームページの管理委託料を初めといたしまして、新市の姿を紹介する管内マップ、この作成委託料が主なものでございます。

続きまして、2款1目事務局費といたしまして、11節需用費で175万円、これは協議会資料

の印刷費、それからコピー代等でございます。それから、14節使用料及び賃借料90万円につきましては、事務局職員が使用いたしますパソコンのリース料でございます。

3款予備費といたしまして8万5,000円を計上いたしまして、歳出合計といたしましては、1,400万2,000円を計上しているものでございます。

以上、報告第11号と報告第12号を一括でご説明申し上げました。

よろしく願いいたします。

榛村純一会長 それでは、ただいまのご説明に対しまして、何かご不明な点がありましたらお尋ねください。

(発言する者なし)

榛村純一会長 特にございませぬようでしたら、報告第11号、報告第12号につきましては、ご了承いただいたということによろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ご了承いただいたことにして、次に進みます。

続きまして、報告第13号 住民説明会の開催結果についてをご説明申し上げます。

松井 孝事務局長 それでは、資料の12ページになりますけれども、報告第13号 住民説明会の開催結果につきましてご説明申し上げます。

13ページをごらんいただきたいと思います。

3月27日、掛川市の県総合教育センターあすなる会場を初日といたしまして、4月15日までの間、6会場におきまして開催いたしました。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきまして、お礼申し上げます。

6会場、合わせまして1,660人の方々にご参加いただき、貴重なご意見をちょうだいいたしました。

意見交換の内容につきましては、14ページから20ページにかけてまとめてございますが、大きくは、(1)として合併協議項目について、(2)として新市建設計画について、(3)その他ということで、3つに分類してございます。

主なものをご説明いたします。

まず、資料の14ページ、住民サービス・負担等に関連した質問でございます。

4の欄でございますが、若者が定住、結婚、子育てができるまちづくりを行い、現存する小・中学校は存続してほしいという意見、それから一方で、今後は少子化が進めば、学校の統合

はぜひやるべきだとのことのご意見がございました。

次に、 6 でございますが、支所はいつまで存続するのかという質問でございますが、新市の大きさや形状により支所は必要であり、支所で担当した方がよいものがある。道路などの基盤整備とともに、一体化が進んだ段階で検討されるものであるから、現時点では具体的に申し上げられない旨を回答してございます。

次に、 7 でございますが、上下水道料金は暫定的に合併時に統一すべきではないかとの意見があり、従来の経緯や特色があり、合併時に統一できないが、上水道は同じ水源であるので、いつまでも違う料金とはならないことを回答してございます。

15ページの 10では個人のメリットについて、それから 11では、サービスは高く、負担は低くと必ずしもなっていないことにつきまして質問がございましたが、合併して都市間競争を勝ち抜くだけの基盤が強化されれば、雇用拡大など、市民所得のアップにつながることや、サービスは高く、負担は低くとした姿勢を基本に進めておりますが、必ずしも原則どおりにいかない面もある旨を回答してございます。

続いて、16ページの 新市の組織・体制等についての中で、 1の農業委員の定数に関する質問に対しましては、平成17年7月19日まで在任特例が適用されますので、農業委員の定数や選挙区につきましては、それまでに決定されることを回答してございます。

次に、(2)新市建設計画について、そのうち、重点プロジェクト、主要事業等についてでございます。

2の欄でございますけれども、どの会場におきましても、南北幹線道路の実現に向けてのご意見をいただきました。南北幹線道路の整備は、合併するに当たりまして最も重要な事業であり、合併協議会においても早期に整備することで意見が一致しており、国・県に対し強く要望をしていく、場合によっては市道への移管や承認工事等により進めることを回答してございます。

17ページをお開きください。

3では、総合健康センターや市民活動センターの整備についての意見も出されましたが、新市では、寝たきり老人を出さない健康長寿のまちづくり、あるいは市民協働型まちづくりに向けた住民主体のまちづくり実現を目標の一つに掲げていることから、新市として必要なプロジェクトである旨を回答してございます。

そのほか、 4では交通、都市基盤などにおいて、高齢者や障害者が生活しやすいまちづくり、18ページの 6では、高天神城、横須賀城、掛川城の3つの城を生かしたまちづくり、

7では東京女子医大と連携した健康宣言のまちづくりなど、新市で推進していただきたい施策に対する要望等も多数いただきました。これらにつきましては、新市建設計画の中でも基本施策として位置づけがされているものでございます。

それから、財政計画に関する質問や意見も多数いただきました。

19ページになりますけれども、1でございますが、人件費の削減率が5、6%では甘いのではないかというご意見があり、支所の必要性などを考慮したり、職員の削減は退職者の不補充で行わざるを得ないので、削減効果は後年度に増加するといったことを回答してございます。

そのほか、4では新市の議員の報酬や職員の給与について、5では特例債による基金積み立てなどについての質問がありましたが、特別職の報酬や職員の給与等につきましては、審議会等を設置するなどして合併時まで決定することや、基金の創設は考えにないことを回答してございます。

最後に、20ページの(3)その他でございますが、2では合併の是非についての住民投票の質問がございましたが、合併に関する説明会や話し合いにより進めていきたい旨を回答してございます。

以上、主な内容につきまして説明いたしました。その他の意見等につきましては、資料にてご確認いただきたいと思います。

報告第13号につきましては、以上でございます。

榛村純一会長 はい、ご苦労さまでした。

報告第13号につきまして、ご意見ございましたらご発表お願いいたします。

(発言する者なし)

榛村純一会長 特にございませんようでしたら、ご了承いただいたことで、次に進んでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 それでは、続きまして協議事項の協議に入らせていただきます。

協議につきましては、先ほど申し上げたとおり1件ございますが、それは協議第26号 新市建設計画についてであります。ご協議をお願いいたします。

それでは、先ほど私がおあいさつで申し上げましたとおり、あらゆる会場で住民説明会のときに南北道路問題が出ましたので、それについてお答えしたことをまとめて、ちょっとした文章にしてありますので、それをお読みして、統一見解といたしますか、共通認識にしていきたいと思います。

新市建設計画の基本方針の一つである南北幹線道路について、大東町内の国道 150号に接する都市計画道路が未整備であるため、この新市建設計画の中で特例債を充当して整備するという明確な位置付けをしたらどうかというご意見がございます。

首長会議におきまして協議をいたしました。

その結果として、1点目として、整備中の都市計画道路につきましては、大東町の実施計画に位置づけられた継続中の事業であります。合併協議会の協議におきまして、継続中の建設事業は新市に引き継ぐことが確認されています。

2点目として、新市建設計画は、新市のまちづくりの基本方針を定めるもので、その個別、具体的な事業箇所につきましては、新市建設計画を踏まえまして、新市で策定される総合計画に位置づけられ、新市で決定されることとなります。

3点目として、住民説明会の中で南北幹線道路の整備について多くの意見をいただきました。南北幹線道路整備は、新市建設計画の重要事項に位置付けられており、10年間に可能な限り実施をしていきます。

以上のことから、ご意見をいただいたことにつきましては、新市建設計画では明確な位置付けまではできないのではないかとというように意見がまとまりました。

それから、新市の組織の中に南北道路推進室という組織を設置して、特に推進について責任を持って当たるということで、首長会議で意見の一致を見たところでありますので、ご安心いただきたいと思います。

以上のことを申し上げ、その前提で協議に入らせていただきます。

では、ご発言をお願いします。

はい、水野委員。

水野 薫委員 大東町の水野です。

私も住民説明会、全部で6会場のうち5会場、掛川の栄川中だけ、ちょっと都合で出られませんでしたけれども、他の会場は全部出させていただきました。

今、会長がおっしゃったとおり、特に南側、大東、大須賀の方に行きますと、特に南北幹線道路の問題が非常に強く出されていることは事実であります。

それは、住民説明会でなくても、我々、この合併協議会の中でもずっとそれを論じ合ってきたわけですが、基本的に僕は思うんですけども、何で南北幹線道路を早期に整備しようというのは、やっぱり新しい市になったときに、今までの新市建設計画等などでは、一種の渋滞解消みたいな理論を展開しておりますけれども、やっぱり10年間の間に新しい、きちっとし

た道をつくることによって、新しい市の基礎をつくることになると思います。ということは、掛川だけに南から行く道じゃなくして、掛川の皆さんも、ぜひ大東や大須賀の方に来て、農地の問題もありましょうし、いろんな問題あると思います。ですから、それを活用していただくためには、150号線から掛川市、特に東西の交通軸につなげる道は早期につくるのが、やっぱりこの合併の本当の意味だろうと思います。

特に、会長おっしゃいますように、長ひょろい町をどうやって丸くするには、やっぱりその方法しかない、そういうふうには確信しているところでもありますけれども、特に新市建設計画の位置付けなんですけども、この住民説明会のチラシにもございますように、新市が合併10年間に進めるべき具体的な施策、事業、財政計画等を盛り込んでいますと。

それでまた、これが新しい新市の総合計画の本当に憲法みたいなもんですから、ですから、特に南北幹線道路の問題につきましては、この新市建設計画の中に、重点プロジェクト1の新市融合に向けた交通基盤の充実の、この枠の中に、きちっとした、10年間には150号線から国1あるいは東名、第二東名まで行くかはちょっと別にしても、少なくとも掛川市の市街地に通ずる道は整備するというのは、きちっと明言しておくべきじゃないかな、そんなふうに常々思っているわけですが、ですから、重点プロジェクト1の目的はいいんですけども、内容の中に、やっぱりきちっとした、ある程度明確な表現をして、この新市建設計画を仕上げべきじゃないかな、そんなふうに思っておりますけれども、どのようなお考えでいらっしゃいますか。

それから、ならここの温泉に大須賀の皆さんが行って、非常に交流があった。大変いいことございまして、今、南の方ではカツオとシラスがとれておりまして、少なくとも30キロくらいの距離がありますと、せっかくおいしいシラスやカツオも、ならここの里へ行くときには腐っちゃうものですから、できるだけ早く、それでタケノコも朝とったのをすぐ食べた方がおいしいらしいですので、やっぱりそういう意味でも、南北の道路は早急に、最重点課題の最も重視すべき問題として、この新市建設計画の中に盛り込んでいただきたい、そんなふうに思います。

榛村純一会長 この間、そういう強いご意見がありましたので、首長会議で相談いたしましたり、組織・機構の中で相談して、そういうご心配があるので、あるいは明確に意志表示するために、組織・機構の中に、特に責任者として南北推進室というのをつくって、きちっと所期の目的を達成するように姿勢を示すと、そういうことにいたしました。

大倉重信副会長 うちの方の水野委員からそういうお話出ましたけども、これは当然のことであ

るというふうに思っております。

今、会長がご答弁されたように、そういう意味を含めて、南北道路整備推進室というのを設けてありますものですから、この中で具体的な計画を立てながら促進していくということによるしいではないかなと思います。

水野 薫委員 水野ですけども、おっしゃることはよくわかります。

それで、先ほども新市建設計画の位置付けとして、やっぱり総合計画の中に、当然憲法としてそれを踏まえて新しい総合計画ができていくわけでありますので、ですから、その憲法を本当にきちっとするためには、先ほど言ったように、僕はちょっと1つ提案がございますけども、この重点プロジェクトの、さっき言った1番の名称・目的・内容で、ずっと上から、新市の一体性確保のため、海・山を連携する道路整備を図る。なお、早期に合併効果を発揮させるために、まず旧市町の市街地間を円滑に結ぶよう路線の一部をバイパス化させるなど、重点的に整備するとともに、幹線となる県道の整備についても強く要望していく。これで大体そうお答えになっているかと思っておりますけども、これ中身ぐっと精査しますと、やっぱり掛川の南と大東の境あるいは大須賀の境の一部のバイパス論でとまっちゃっているわけです。

ですから、私たちが言っているのは、150号線に東西交通が来て、今の例えば企業とか他の人は、西へ行くか東へ行くかがほとんど人の動きなんです。ですから、それを掛川の方に引っ張ってくるためには、どうしても一気に10年間ぐらいのスパンできちっとした道をつくるべきであるというのが我々の理念でありますので、ですから、その中に、これ文言は非常に難しいわけですが、若干追加をして、どういう表現がいいかはわかりませんが、上から4行目ぐらいの後に、実現に際しては新市建設計画の中で最優先すべきものであるぐらいの文言をちょっとつけ加えられないかなと思って提案いたしますけれども、いかがでしょうか。

それから、新市になったときに、特に南北幹線道路の特別の位置付けをもって南北道路を考えるということは、確かにそのとおりでございますが、ぜひそれはやっていただきたいわけがありますけれども、やっぱり今日承認をする段階におきましては、特にその住民説明会でもあったように、南北幹線は、特にこれ10年というのは、合併特例債の期限ですので、ですから、その中にきちっと明確に、若干無理な点、時間的に無理かもしれぬ点もございますけれども、しかし、きちっと僕は明記をすべきじゃないか、そして合併に向けて準備をすべきじゃないか、そんなふうに思っておりますので、ぜひその辺を考慮いただきたいと思っております。

榛村純一会長 この前もそういうご発言がありまして、それについて協議はいたしました。

そして、その結果として、必ず実行するように推進室を設置するということにいたしまして、

それぞれの合併についての思いの方々が、これだけは明記してくれ、これだけは明記してくれということになるときりがないので、これはこれとして、南北幹線道路と交通システムの整備という中で、すべて水野委員のおっしゃっていることも読み込めると、書いてあると、同じことであるという見解でそういうようにしたわけですが、これ事務局はどうか。

松井 孝事務局長 新市建設計画の中で、南北幹線道路、これを最優先という文言を一言加えたらどうかというご質問でございますが、これにつきましては、もう協議会の中でも再三議論されておりまして、そして、そういう結果がこの重点プロジェクトのナンバーワンというところに位置付けされているというふうにご理解いただきたいと思います。先ほど会長の方から1市2町の首長の統一見解といたしまして、これをさらに具体的にもっと早期に整備していくんだという姿勢を示すために、新市の機構の中に南北幹線道路推進室というものを設けて、それを強力的に推進していくというところでご理解をいただければというふうに思います。

あと、具体的な事業というか、道路の箇所を計画の中にとということでございますが、先ほど会長からもご発言がございましたように、この新市建設計画につきましては、特例法の中に入らうべき事項というものが記載されておりまして、新市建設の基本方針といったものを中心に、あとは県が実施するような事業とか公共施設の統合整備に関する事項ということで、新市の基本的な方針を示すものだということでございます。個別の具体的な事業の推進に当たりましては、これは新市になってから、自治法に定められております総合計画、この中に新市建設計画の基本的な方針を取り入れて、そして実際には実施計画あるいは何年かの財政計画に基づいて新市の議会、新市の首長によって決定して推進していくということになりますので、新市建設計画の性格というものを、まずご理解いただきたいと思いますというふうに思っております。

以上でございます。

榛村純一会長 水野委員。

水野 薫委員 理解はしてるんですけども、自分が言ってる意味は、やっぱりこの小委員会で今回この案が出された中をざらっと読みますと、非常に玉虫色なんですよね。

ですから、特に各会場でも非常に強い意見が出ている、これは住民の意見なんです。それで、ここに出ている委員だけの意見だけじゃなくて、これは住民が今回の合併に際して、強くそれを望んでいるということをかながみますと、やっぱりこれを町民あるいは市民の皆さんが読んだときに、きちっと、10年間の間にはこういう道ができるんだというイメージがわくような表現をしないと、現在のこの表現方法ではわけがわからない。ですから、バイパス理論だけで終わっちゃってて、そしてその後は曖昧になってますから、もう少し明確になるように文言をつ

け加えていただきたいと、私はそう申し上げておるわけですけどね。

榛村純一会長 これ、小委員会や小櫻先生の方、どうでしょう。

小櫻義明委員 これまでも繰り返しご説明申し上げたように、重点プロジェクトの、いわば第一位にこれを持ってきてるということで、これが最優先の課題であるということは自明なものだと思うんです。

ただ、どうしてもこだわるといっているのであれば、いわば新市の最優先プロジェクトとしてという文言を冒頭にちょっと持ってきてよろしいのではないかなと個人的には思っておりますけども、ただ、これは私は文言を入れたから具体的に優先度が高まるとか現実度が高まるというレベルの問題ではないだろうという具合に思ってます。

同時に、やはり道路さえ整備できればいいというのではなくて、その道路をどう利活用して、海と山、北と南をどう結んで、どれだけ多くの人にこの道路の上を通らせるかと。そのためのさまざまなソフトな事業も含めて、そういう工夫というものも同時並行的に必要じゃなかろうかと。そうしないと、何か道路ができるかできないかということだけで、かたずをのんで見守っているというだけでは、かえって道路の整備自身も遠のくんじゃなかろうかなと。

だから、10年スパンの中で道路をつくると言いますが、その南北の交流、海・山連携というのは、合併1年目から取り組めることは多々あると思うんですよね。だから、そういうところにも重点を置いて、新市の一体性を強めるさまざまな工夫をしていく中で、初めて道路というのも、より現実化していくんじゃなかろうかなというように思ってます。

以上です。

水野 薫委員 これ、小委員会の皆さんが非常に時間をかけて練り上げたもので、別にそれに変な意味でけちをつけてるわけじゃあございませんけども、やっぱり、もちろん道路だけでできれば、これはベストだと何にも僕言ってるわけじゃなくて、それをつくることによって、我々百姓ですけど、民間の活力がそれを利用していけば、必然的にこれは新市の融合になっていくだろうと思いますし、例えば掛川の市街地が今、若干シャッター街になりつつあるなら、それを活性化させるために、今、掛川市の旧市の人が幾ら頑張っても、失礼な話ですけど、僕は無理だと思います。

ですから、それは、じゃあ南に3万人の人口がいるんだったら、それがそのうちのかなりの多数が今まで浜松や東へ行ったのが掛川に押しかければ、それはまた違ってくると思います。

そういう意味で、基本的なのを政治がやるんだったら、まずそれをやることによって、民間の人が本当に新市の新しいまちづくりを考えていく源になる、そんなふうな思ってる。ですか

ら、そこにこだわっているだけでありますけども、そういう意味で、やっぱりこれは住民も望んでる、そしてそれができることによって本当に民間の活力が新しい市を形成していくと、僕はそんなふうに信じておりますので。

ですから、くどいようですけども、やっぱりこれは今回の合併の本当の目的の一つ、例えば、南の人が、言葉悪いですけども、余りいい合併の枠組みじゃないんだけども、それによって一気に特例債を使って道ができるなら、それで新しい市をつくらうじゃないかということでこの合併に臨んでいるわけでありますので、ですからそういう住民の思いも組み入れますと、やっぱりこの文言はもう少しきちっとして、10年間にはこの南北のトライアングルの道を整備していくんだという強い意思表示がこの重点プロジェクトのナンバーワンには必要じゃないかと、そう申し上げているだけで、何らかそのような文言が入れてもらえればなと思ってますけど。

榛村純一会長 鳥井委員。

鳥井昌彦委員 大東の鳥井です。

今、小櫻先生からお話がありまして、私も文章によって内容が変わるものではないと、このようには思います。

しかしながら、この重点プロジェクト、皆さんだれが読んでもわかりやすい、必ずやるんだよということにとれるようには、もう1行2行加えていただけるのもいいのではないかと、このように思っています。

今、小櫻先生も、加えることはやぶさかではないというような委員長のお話でございましたので、私としても、住民の皆さんが見ただけでわかるという意味で、ここに、4行目の後、あるいは3行目の「整備するとともに」、この間に何らか、最優先するんだよというような考え方を1行加えていただけたらと、このように思っております。

よろしく申し上げます。

山本義雄委員 掛川市の山本でございますが、私も新市の計画案づくりに委員で入ってしまして、今、小櫻先生のお話がありましたように、本当に何というか、この道路については何回か、もう練れたなというような感がいたします。

それからまた、掛川市の特別委員会でも、この道路の件については最優先にすべしであるとかというような形で協議されていますものですから、その中で推進室をつくって、強力で推進するというようなお三方の、市長さんや町長さんに協議していただいたので、それでもいいかなとは思いますが、なおかつ具体的にというような要望があれば、それも皆さん協議していただいて推進するというような形になれば、より具体的になるんじゃないかなというように思うと

ころでございます。今、水野さんからお話がありましたように、これはこの道路だけじゃなくて、やっぱり掛川市には市街地の活性化とか再開発というような問題から、また北部については林業地帯の過疎地帯もありますので、やっぱり町の中も、北部も、海岸線も、お話ありましたように、一つの事業が皆相乗効果を出してくるというようなことに絶対なるなというふうに思いますので、大東、大須賀、それは本当に最優先に推進すべきだというふうに、私はそのように思っております。掛川市の議長初めお三方もいるわけですが、議会としてはそんな形でとらえていますので、ご報告を申し上げたいと思います。

その文言云々については、またご協議していただければと思います。

榛村純一会長 はい、鈴木委員。

鈴木治弘委員 大東町の鈴木治弘です。

関連いたしまして、ちょっとお尋ねいたしますけれども、このプロジェクトの南北幹線道路の関係ですね、事業費が 101億と、こういうふうに明記されております。

先ほど来、会長さんも南北道路の重要性については十分認識をされて、努力をすると、安心をくださいというお話がございましたので、額面通り受けとめれば、それですべてのことが終わるんだろうというふうにも思いますけれども、私どもの聞く範囲では、南北道路の総事業費は約 200億かかると、そういうお話を承っております。

そうした中で 101億の事業費を計上してあるということは、幾ら新市の建設計画で方向性を提示して、新しい市ができて、総合計画をつくり、実施計画をつくったときに、延長が延びるとは考えにくいんですね。

ここの中でも、10年間でやり遂げることを目途として努力するというふうに言われておりますけれども、この 100億の試算をされた根拠、私どもには小委員会の議論の積み上げはよくわかりませんが、200億かかるものを半分、一応事業費として計上しておいて、10年間で全線が実現するとはどうも思えないんですけど、少なくとも新市の建設計画の中で全線が可能な数字を上げておいて、新市で財政的に難しいから、その7割なり、あるいは半分以上を計画に上げるというのなら理解ができますけれども、うまくいけば延長が延びて、実現ができるということでは、この数字を抹消していただいて、将来的にいろんな点でうまくいけば、もっと事業費をふやして、南北幹線道路の努力をしてもらうというようなことの方が、より考え方として整合性があるんじゃないかと、そんなふうに思いますけれども、そこら辺はどんなものでしょうか。

松井 孝事務局長 その前に、最初に、最優先事業としてという文言の件でございますが、ここ

は協議会でございまして、協議の場でございますので、そういったご意見で、そういう文言を入れた方がいいというご判断であれば、それは構いません。事務局として、もしここでその文言を入れるとすれば、ここの新市建設計画の11ページでございますが、その中の重点プロジェクト1の中で、先ほど言われた内容の3行目、「一部をバイパス化するなど」の後に、「最優先事業として」という文言を入れたらどうかと、今、事務局としては思ったわけでございます。

それともう1点、鈴木委員さんの101億円の事業費、これは抹消した方がいいんじゃないかというご発言でございますが、これにつきましては、事業費を101億円と確定するというものではございませんで、あくまでもこのプロジェクト事業のおおよその目安ということで載せさせていただいておりますけれども、この根拠は、財政計画と整合している部分ではございます。

これにつきましては、ここで事業費があるから、これを超えてはならないとか、これ以内にするとかということではございませんので、削除した方が、そういう、住民の皆さんが、それ以内というイメージの懸念があるのであれば、この辺は削除しても構わないというふうに思っております。

榛村純一会長 他に、今、水野委員、鈴木委員、鳥井委員と強力なご発言がございましたが、大須賀町さんや他の委員さん、何かご意見ございますか。

はい、内藤委員。

内藤澄夫委員 大須賀の内藤です。

今、大東の皆さんからも、南北道路についてはいろいろ発言があったわけですが、結果的に私たち南の者が北へ行くについては、どこまで行っても南北道路が絶対必要だということなんです。それを合併のまず第一重点目標として、合併についても我々は推進してきたという経緯が一つあります。

そういう中で、何としてもこの合併に関する道路というものが実現してもらわなくては困るということが一つあります。

それと、今、鈴木委員さんから200億円という数字が出たわけですが、僕は今初めて聞いたわけでありまして。小委員会の中でも、一度もそんな話は出たこともないということでありまして、200億円が101億円に削られたというような話でありますけれども、その根拠というのは、全く私たち大須賀町の委員さんはわかってはいないではないかなというふうに思っているところです。

小委員会の中で、小櫻委員長さんも、その数字についてはちょっと出ていなかったんじゃない

いかなというふうに僕は理解していますけども、そういう数字がこういう協議会の中で出てくるということが、僕は一体どうなっているのかなというようなふうにちょっと思うということが1点あります。

それと、今、会長さんが、首長さん同士で文言を少しつくってみたというようなことで、先ほど述べられましたけども、できましたら、それをぜひ参考としていただければ大変ありがたいというふうに思います。

それと、最終的には、新しい市になって、新しい市の中でいろいろ検討してくると、いってみれば、道路の最終的なルートにしましても、新市の中で決めていくと、新市の中で議決をしていくというようなことを、会長さん、今お話をしましたけども、できるとしたら、例えば大須賀町分の県道、この承認工事が何年ごろにできる、その承認工事でなくして、それが特例債が使えるのか使えないのか、それがいつごろわかる、もう一つは、例えば、西大谷のダムの手前から真っすぐにバイパスを突き抜けまして、ダムの東側を、トンネルの向こう風吹まで抜けていくというバイパス論も、この前ちょっとお話をさせてもらいましたけれども、果たしてそういうことが可能かどうか。

この前、行政センターの菅沼さんいわく、メーター当たり 200万ぐらいでできるというようなお話をちょっとお聞きしました。5.5キロということですので、それが 110億という数字になろうと思いますけども、その中にコンサル、測量調査員が入ってるかどうかというのは、ちょっと僕はわかりませんが、端的に 110億の中の7割を特例債で計算しますと、県の方にお願いをしていくよりも何よりも、バイパスをつくってしまった方が早いではないかというようなことも含めて私たちの町は考えているということも一つあります。

そんな中で、できましたら会長さんのご意見等、お聞かせできれば大変ありがたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

榛村純一会長 たびたび申し上げているとおり、道路最優先であるということは申すまでもないんですが、その場合に、特例債を使ってどこまでやれるかとかいう特例債との兼ね合いと、それからもう一つ、どういう技術、どういうやり方でやるかというときに、承認行為で抜本的にある部分の交通渋滞の原因になるところとか、特に支障があるところを根本的に解決する、抜本的にやるというやり方と、バイパスの方をとるという、やり方の技術の比較論と、それから県道の整備計画があるわけで、その県道の整備計画は、今できてきたのは、合併することを前提にしていないんですね。それで、第一次整備計画が終わったところとか、いろいろなことになっているわけで、今回、合併が入ってきて、特例債の問題が入ってきて、もう一遍基本的に

やり直さなきゃいけないということで、きょうの新市建設計画を認めていただいたら、もう数日のうちに、時間的には、県に行って協議をしなきゃいけない段階に来てるんですね。

ですから、そういう意味では、委員の皆さん、ぜひどうしてもということであれば、そういう文言を入れて、首長の段階では、文言を入れるのと入れないのとは特に変わりはなく、推進室を入れるという姿勢を示そうということで、前回の協議で、今日の段階ではそういうふうにしたわけですが、委員の皆様方が、それじゃあだめだということであれば、それでは県に協議に行くときに、その最優先の、もうちょっと具体的にわかりやすく書いて持っていくということにいたして、それから金額も間違うもとですから、その具体的な金額は入れる必要はないんじゃないかということも考えられますので、そういうことで処理してもいいかと思いますが、今ここで、3人でやっても切りがないので、私の独断で申し上げますが、なお、ほかの委員さんのご意見も伺って、結論出したいと思います。

原田委員。

原田新二郎委員 今、初めて、この101億が200億もかかるということ承ったわけでございます。

我々、新都市の建設小委員会では、財政計画まできちんとして、101億のもとにやってるわけです。だから、現実に200億かかるというようなことだと、我々小委員会は何をやってたんだと、余りにもずさんな計画じゃないかと、こういうようなことになってしまうわけですが、もしそれが実際に200億かかるんだということなら、小委員会を再度開いて、その数字というものを検討するということが必要じゃないかと、こういうように感じるわけでございますが、その辺について、事務局の方でその200億というものの根拠について、わかる範囲内、ひとつご説明をお願いしたいと思います。

松井 孝事務局長 道路建設計画につきましては、これまで小委員会、12回させていただきまして、一番の課題は、この南北道路の建設問題ということで、最初の段階では、もし南北道路を幹線道路としてすべてを位置付けるとしたら、こんなものがありますよという一覧表を出した記憶がございます。その表については、これはひとり歩きしちゃうという問題があるからということで、その場で回収した記憶がございます。希望としてやりたい県道、これすべてほとんど県道でございましたので、それをすべての県道を事業費としてとらえると、全部で道路の箇所が12本ありまして、その全体が200億という数字は、そのときに多分お示しをしたと思います。

だけれども、これすべて県で、地元負担金が1割という形で施工するならば、これは完全に

全部できるわけですね。ところが、これ県道でございますので、県の方の財政状況もございまして、これはすべて 100% 難しいであろうという中で、あと、新市が自主財源としてどのくらいのパーセントを負担していったら財政計画の運営上問題ないかということ、だんだんと落としていったときに、その中の12本のうち5箇所の路線箇所、101億円というところであれば、自主財源の投下率も70%ぐらいになって、何とかその辺はクリアできるんじゃないかということで、その経緯の中では、そういう一覧表を一度示したという経緯がございまして、それは先ほど言いましたように、すぐに回収させていただいたと。

それから、財政シミュレーションについても、幾つかのパターン、ケースを出して、こういった場合にはこういったことがあって問題があるから、最終的にはこれにしましょうよということで 101億円、その中で特例債はこのくらいを一応シミュレーションとして掲げていこうということで合意がされたというふうに思っております。

鈴木治弘委員 200億の数字を申し上げてよかったか悪かったか、よくわかりかねますけれども、私が聞いているところは、そういう数字であると。

要するに、101億の算出根拠が、掛川の上張のガードから 150号まで、あるいは北の路線までというような話が全部包括された数字である、あるいは岩井寺から大須賀中学まで行って停車場線までの、要するにY字型の路線すべてが、一応 101億の事業費があれば、県でやる場所は県でやっていただくとか、そういういろんな条件があるかと思いますが、101億がそれだけの全体を包括した事業費であるなら、別に全く問題はないと、そんなふうに思いますけども、ただ、全部をやろうとしたときに 200億かかると、それをいろんな財政事情の観点から 101億計上したということであれば、新しい総合計画で、今度は新しいメンバーが検討するときに、入っていないところを拾い込むということは大変難しくなるんじゃないかな。

入っているところを削るということは、ごく普通の考え方になるんじゃないかと、そんなふうに思うものですから、この際、もし入っていないなら、やっぱり上げていただく方がベターじゃないかと、そういうことで私は考えているわけですが、重ねて恐縮ですが、101億の、今説明されたというお話になるかもしれませんが、私にはよく理解できないものですから、そこから辺を簡潔にひとつお答えいただきたいと、そんなふうに思います。

榛村純一会長 はい。

小櫻義明委員 どうも、200億というお金がひとり歩きで、どこからどう漏れたのかという。

先ほど、事務局からのご説明がありましたように、いわばこの南北道路をどこまで整備するかという、それは非常に、あらゆるところを含めると際限なく多くなりますし、だからそうい

う意味でも、一つの資料として、200億というより197億ぐらいだったと思うんですけど、それぐらい、全部で12路線ぐらいになると思うんですけども、それを合計すればそれぐらいになるかなと。

しかしながら、建設小委員会の中で、あくまでも南北軸の道路として整備をするということで、先ほどから出ていますように、5路線101億という、そういう意味で、だから最初から200億というところで削っているものじゃありません。

だから、それ自体も、小委員会の中で資料としてちょっと、要するに参考資料として示されたただけであって、南北軸全体の道路整備事業費がこれだけだということで一致して認識したものでありません。だから、そういう意味では、200億というのがひとり歩きして、そして結局ここまで削られたんだという議論ではなくて、こういう新しい都市をつくるために、クォーター計画とか何かありましたように、やはりそういうものをやるためには、やっぱりこれだけ、5路線101億という事業で南北軸の道路というものは基本的整備であるだろうと。

ただ、この道路というのは際限なく、もっともっと通行量がふえれば、もっともっと充実整備されるものでありますから、だからそれ以後拡充されるかもしれないし、だからそういう意味では、ちょっと200億という議論は少し、ここでは議論をしないでいただきたいという具合に思います。

鈴木治弘委員 101億で掛川の上張から150号までも包括をされてますよということであれば、何ら申し上げることはないんです。

ただ、途中がすっきり切れてて、実際はその積算根拠が、じゃあその延長の3分の1なり、あるいは半分の延長で積算をされてますよと。あとは、先ほどもお話がございましたように、有利な特例債を活用して、できる限り10年間でやると、最大限やると、整備の延長も考えられますよという文言からいきますと、うまくいった場合には延長が延びるということは、全部できるということじゃないように思うんですよ。だから、当初の計画というのは3分の1なり半分だというふうに私は考えていたんです。

101億で150号までぴしっと、一応事業計画の中で包括をされてますよということであれば、何ら申し上げることはないもんですから、私の意見は引っ込めます。

榛村純一委員 内藤委員。

内藤澄夫委員 先ほどお尋ねしましたが、会長さんの方からちょっとまだご答弁をいただかないところでもありますけども、この前の協議会のときに、県道を拡幅していくという、西大谷の関係ですけども、それともう1本、バイパスを含めて考えられないかという質問に対しては、

事務局の方で、含めてというような答弁もちょっとしていただいたのではないかなというふうに思っているところであります。その辺が、今現在、どんなふうな状況なのか。

会長が先ほど答弁の中でおっしゃいましたように、今日ここで皆さんが認めていただければ、早速県の方に行って、そのことについてのいろいろ研究をさせていただきたいというようなお話がありましたけども、現況、そういうことが可能なのか、それは不可能なのか、その点についてもう一度お聞きしたいと思います。

それともう1点、先ほど会長さんをお願いしました首長さん同士で一応決められたといいますが、申し合わせというものをつくったということで先ほど読み上げられましたけども、できればそれを資料として出していただければ大変ありがたいというふうに思っているところであります。

よろしく願い申し上げます。

榛村純一会長 これ、コピーとって出せるでしょう。これお配りしたらどうかな。1点、2点、3点と整理したでしょう。その部分だけ。配れるでしょう。じゃあ、今コピーしますから。

私の認識としましては、特例債は、全国の人もだまされたなんて言う人もありますが、物すごく使って、これだけで便利に道路をやれるということで合併の話が急きょ進んだという面があるんですけど、開いてみたらいろんな制約があると、それから県道の制約もあるし、いろいろ合併に特例債を適用する制約もあるというようなことになってしまったので、ちょっと窮屈になっているわけですが、承認事業でやって、要するに今の現道を拡幅したり、交差点を直したり、カーブ修正をしたりという、そういうことで、かなり交通を潤滑にするという方法でやった場合にどういうことが言えて、それはとてもお金と用地買収、その他かかり過ぎるからバイパスの方が有利であると、そのバイパスを一挙につくることが、合併にとって最も大事な、合併の重要項目であるという認定を受けた場合に特例債がやれるわけですね。

ですから、そういう手法の問題で現道拡幅、現道改良、抜本的改革の方で特例債で承認事業でやるというようなこととか、ちょっと財源計画と技術の問題と用地の問題とやり方の問題で選択が幾つか、違う価値観の選択があってやるものですから、101億というのは、私の認識では、今与えられた条件の中、財源計画の中と現道の改良の問題とバイパスの問題と、そういうものを全部ひっくるめて、両方適当な選択をしながらやれる範囲が全部盛り込まれているという解釈でいるんですけどね。

内藤澄夫委員 そういう解釈なら、何ら申し上げることはないです。

ただ、上張から150号までの中で、ある部分だけを試算の対象にしてあって、南の方は10年

過ぎて、あるいは20年後にやりやあいいじゃないかと、最初やっぱり北の方をやりやあ、渋滞解消で人の流れはよくなりますよという発想じゃあ、新市の総合計画へ盛り込むときに、土台がないものを後ろへ柱を建てるわけにはいかんじゃないかと、こう申し上げているんで、101億の数字を外していただいて、150号までびっちり検討して、その中で新しい市に引き継ぐんですよというなら、それで結構なんですよ。

最初から、南の方は土俵の外へ出しておいて、北だけで相撲とりましょうというんじゃあ、少々つらいということを上申してただけなんです。

仲村吉広委員 今、お話が出ましたが、承認工事に合併特例債が当たるのかということについて、若干補足説明をいたしたいと思います。

まず、承認工事に合併特例債活用できるのかというような点、これについて、総務省の方にも相談したところ、道路整備ということでありますので、地方債の対象とならないとは言い切れないものの、特殊な扱いであり、合併のために必要であるという要件を特に厳しく見ていくことになる。特に、県道の整備を市町村が行うという点については、十分な整理をした上で、具体的に事業として協議をしてほしいというような回答をいただいております。

これは、県の財産は県が、市町村の財産は市町村がそれぞれ整備し、それぞれ財政の負担をしていくという原則でありますことから、単純によいか悪いかという回答ができないものではないかとも思われます。

県として、やはり合併した市が県道を整備する、承認工事という形で県道を整備するという理由あるいはその整備の必要性などというのを、十分に今後、事業が上がってきた際に協議して、整理、理屈等をお聞きしながら、それで総務省と具体的に協議をしていきたいというふう考えております。

以上でございます。

榛村純一委員 はい、上野委員。

上野良治君委員 大須賀の上野ですけど、今の説明だと、ちょっと余計わかりにくくなったわけなんけども、要するに、条件というものは、どんなものが上げられるわけですか。今、言った話だと、この前の説明じゃない、人の通らないところは道はつくらないよというのと同じような論法になってきちゃうと思うんですけどね。

仲村吉広委員 今、合併特例債、承認工事という形で県の道路なんですけれども、それを市町村の方で整備していくというようなことですが、それについて、例えば、市道として整備していくところについて、合併特例債というのは起債という形でできるんですけども、ここ

で県の財産は、県として管理していくということでございます。それに市町村として合併特例債を充てていくというための十分な理屈づけ、そういう理屈づけができるのかどうかというような点について、やはりよくその理屈を十分考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

内藤澄夫委員 あのね、それはこの前の11回目のとき、会長からもお話があったんだけど、会長さんたちが総務省行ったときに、県道であっても、そういうことも全然ないわけではないと。要するに、特例債が全然使えぬわけでもないという、それにはそれなりの厳しい条件をクリアしてというふうに僕は理解しているところであります。

だから、当然それにできれば一番ありがたいわけでありまして、そうすれば市の財政助かるわけですからね、特例債になれば。そこらがちょっとわからぬということですけど、僕の言ってるのは、要するに今の西大谷にある県道を拡幅するよりも、その隣に山をぶち抜いて道路をつくっても、特例債を使えるとするならば、数字的には変わらぬではないかと。

もっと言うなら、承認工事で何でございますって県へぺこぺこ頭下げて行かんでも、バイパスでやるんだったら、いつでも特例債の中へ入れてもらって、そっちでやった方が早いじゃないかっていうことを言ってるということです。

仲村吉広委員 その点については、ですから、承認工事という形で、合併する際に道路整備が必要であるという理由、それについて、今後、県の方で管理していくことになってきます。

ですから、これは市町村の方の財政で負担して道路整備をしたものを、県で管理していくという理屈とか、その辺について、十分にその理屈というものを考えていく必要があるということをお願いしております。

内藤澄夫委員 ちょっとよくわからないのだけど、要は、県道を整備に特例債が使えるんかとかという話だよ。要は、すべての条件をクリアすれば、使えないこともないではないかというようなことを会長はこの前言うてるわけ。

仲村吉広委員 県道を県で整備して、そこを管理していくということであれば、それは合併特例債の対象としても非常に当てはまりやすいだろうと思っております。市道を市として整備していくということも、これまたわかりやすいと。

今回の場合については、県道なんですけども、承認工事という形で、市で整備をして、それを今後、県で管理をしていくというものについて、そこがやっぱりこれまでの、通常非常にわかりやすい例と比べた場合に、なぜそういうことをやっていくのかと、それについて、交付税措置がある起債として認めていくのかと、認められるのかという点について、十分に理屈等を

考えていく必要があるんじゃないかということをお願いしているところでございます。

上野良治委員 十分わかります。

ただ、何でこの問題が出てくるかということなんですよね、基本的には。

県がやってくれないから、今、議論しているんですよ。県がやるよと言えば、何にもここで議論する必要ないんですよ。

小櫻義明委員 すみません、この背景には、国や県の道路整備に対する考え方というのがやはりあると思うんですよ。

これは、過疎地域の道路振興に関する法律が期限切れになったときに、道路整備の必要性について、建設省が全国で8カ所ぐらいで世論喚起のためにシンポジウムをやったことがあるんですよ。そのときに静岡県内でもやりまして、そのときに、地域振興に道路というのは絶対に必要だと、そういう議論なんですけども、ただ、現実には道路を大きくしたから地域活性化につながったかということ、全国の多くの事例というのは必ずしもそうではないと。むしろ、道路が広がることによって、かえって出ていくための道路として使われて、地域振興には役立たない事例というのが結構多いというんですね。

そういう意味では、道路をつくるときに、その道路をどう利活用するのか、すなわち道路というのはハードの基盤整備ですけども、その道路をどう利活用するのかというのはソフトの仕掛けですよ。そして、その道路を誰が利用するのかというのは担い手の問題、ヒューマンの問題です。

だから、インフラを整備するときに、ハードインフラだけではなくて、ソフトとヒューマンというものが兼ね備わって初めて、その道路に対する投資効率というものが非常に高まってくると。

だから、これはもうだいぶ前から、県の方で建設省に道路整備の予算要求をするときに、地域振興室にやたら問い合わせがあって、何なんだということ、要するに、この道路を広げたいというときに、国に要求するときに、この周辺でどういう地域づくり、村おこしがやられてきているかと、そういうことをくっつけて予算要求すると、道路の要求は通りやすいと。すなわち、道路というのは、単につくれば活性化するんじゃなくて、その道路をだれが、どう利活用するのか、そういう条件がどれだけ備わっているのかと、そういうことをつけて要求すると。

だから、そういう意味で、私は、今回もなるべく県道として整備して、県のお金もっと使ってもらいたいと、行政改革の見地からいってもですね。そのためには、やっぱりそれだけの説明づけが必要だと。特に、先ほど来ありますように、市町村道だったら、別に効果なくても、

市町村がやる、使うという決断すればできますけれども、県の場合は、やっぱりこれを使う、県道だけでも、こう整備すること、あるいは今、まだまだ通行量は少ないけれども、これを太くすることによって、もっとこういう大きな効果が上がるんだと、そういういわばソフトとヒューマンに対する懇切丁寧な説明をすれば考えますよという発言だろうと思うんですよね。

だから、そういう意味で、私は、単に必要なだから必要だからじゃなくて、南北軸の道路をこう整備することによって、新市の一体性がこう強まって、こういう新しい町をつくっていくんだと、そういうところでちゃんとして説明をしていただければ、十分可能だと思います。

半井 孝委員 大須賀町の半井ですけど、今、小櫻さんがおっしゃるのは、前回は前々回も大体方向が同じじゃないかなと、そんなふうに思ってます。

私も、いろいろそれについてはちょっと反発したいなというのもあるんですが、地域振興と、やはり道路がマッチしないというような、そういったご意見もあることもわかってますが、我々大須賀町、大東町の住民の代表といたしましては、やはり道路ができて、これから掛川の衆とみんなで意気投合できるなというのが我々としては根っこにあったわけで、そういうものが、やはり今、静岡空港もそうだろうと思いますし、いろんなところで道路が作られていくというのも、やはりこの地域振興とかソフト面とかというものを考えることも大切なかもしれないんですが、道路ができなかったら何も無いよという、僕らは、鶏が先か卵が先かという、先に道路つくってもらいたいなと、そういうふうな方向性があるんですけど、皆さんにちょっとご提案申し上げたいんですが、今のこの重点プロジェクト等の中でいろいろ話がされている中でも、非常に不明確というか、我々にちょっとわからない点がたくさんあるわけです。

というのは、今、検討されているそういう県道は、じゃあどうなるか。会長の話だと、少しでも特例債が使えるというところがあると言ってるから、じゃあそれが使えるなら、それを使って、新しい道路をもうちょっと延ばしていったらどうかと、そういう段階で今この協議会で話をされたんじゃないか、我々委員としては、賛成していいのかわからなくなっちゃうわけですね。

なので、小委員会の中で、やはり私はもう一度しっかり検討してきてもらいたいなと思えますけど、やっぱり 101億円の中の根拠をどういうふうに出したのか、事務局が、小委員会の中に私入っていないからわからないですが、幾々らのものをこれだけ、101億円かけますよ、ただ、うちの須賀町にしてみれば、35億 8,000万ぐらいのものがそれで使えますよというのが出ているんですが、その中の細かいばらしたもののというのがよくわからないので、そういうものと、先ほど内藤君が言いましたように、バイパスをつくった場合には、100億かかっても30億掛川

市が出せばいいのが、何であの道路に50億かけるんだというのがちょっと我々にもわからないところがあるので、小委員会の皆さんにちょっとお話ししても、事務局から出されたものに対して、いいか悪いか賛成してきただけでよくわからないというような、そういう点もあるんじゃないかと思います。

こういう文面の中に、南北道路が、幹線道路が整備されたら、乗りかえなしの大須賀発、大東経由、掛川行きバスの確保に努めるとか、これ何年先の話をここに持ってきているんだかちょっと私わかりませんが、こういった文面とか何か、もう一回小委員会で検討してもらってきた方がいいんじゃないかなと思うんだよね。だって、町民の皆さんに、道路ができれば、掛川行くバスが通るよって、いつの話と言われたときは、本当にいつの話だか全然わからない。小委員会の皆さんも、本当にここら辺のことを検討していらっしやっただとは思いますが、もう少し具体的な方向性をいただけるなら、6月の調印前に1回小委員会やっていただいて、もっと具体的にきっちり説明ができるような、こういうものにしていただければありがたいなと。

それともう1点、会長から言われました南北道路推進室の設置というのですが、この推進室というのは、合併してからのことですよ、会長、これは、そうでしょう。新市になってからのことで、ここでそんな話をして、新しい市長が、こんなもの必要ないと言え、用はなくなっちゃうわけやんね。そういうことじゃないの。

ちょっとよくわからないんだけど、これは前から言ってるように、重点プロジェクトだからやるよというのと同じような話で、南北道路の推進室を一つ設けるだけでも、かなり予算かかるんじゃないかと思いますが、ちょっとそこら辺のこともよくわからないので、新しい市長、新しい議員が決まってから、こういうものをつくっていきますということになるだろうと思いますが、確定はしていないということです。だから、こういう方向に持っていきたいというだけのものじゃないかなと思いますが、よろしくお願いします。

榛村純一会長 合併協議会の取り決めというのは、権威のあるものです。ですから、新市の市長が勝手に、これはおれが新しい市長だから、こんなものは要らぬとかいうことはできません。

それで、これについては、例えば、新市の市長の報酬はどうだ、市議会の報酬はどうだというのは、ある時点で選挙をやる前に、ことしの秋ぐらいに、1回やるか2回やるかわかりませんが、この協議会の委員の中から選んで、特別職報酬審議会に当たる事前の協議をして、そこで大枠を決めるわけですね。

それから、組織・機構についても、一定の、この1市2町の首長初め皆さん方と一緒にやって組織・機構の案をつくるわけですね。それは、合併の協議に基づいてやったわけですから、

新しい市長がこんなものは要らぬよということとはできません。その制約の中で、新しい選挙で市長と議員が選ばれるわけですから、その点をご心配なく。

ですが、それを2期目も3期目も制約するというものではないですけど、とりあえずのスタートに当たっては、条件としてきちっとうたわれる。だから、推進室をつくって、きちんとした姿勢を示すというのは、この合併協議会の決定ですから、それには新市長は制約されますというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、先ほどから申し上げているように、最優先でこういうものをやりたいということ、そちらの大東町の議員さん初め皆さんそういうことであれば、そういう文言を入れることは私も別にいいと思うんですね。1市2町の首長の協議した段階では、その文言を入れても入れなくても同じだという解釈をしちゃったんですけど、皆さんは入ってないとだめだというご意見であれば、そういう文言を、最優先事項というものをちょっとこれに書き加えるということは、私はできるし、また皆さんがそうおっしゃるなら、それでやっていいと思うんです。それは皆さんにお諮りしますけど。

それから、100億が全部入ってるのか、どの程度の積算であるかというのは、これはあくまでやっぱり、余りそういう言葉はよくないですけど、腰だめの要素もあるわけですよ、用地費がどれだけ計算すればいいかとかいう問題もありますし、財政計画の中で特例債をどれだけ使えるか、これからの一般起債と合わせてですね。

要するに、こういう問題が起こったのは、先ほど内藤委員がおっしゃったように、あるいは上野委員がおっしゃったように、県道であるにもかかわらず、県道の整備計画を1市2町の新掛川市に全部集中投資することはできませんよと、全県の県道だから。それで、県道の整備計画の体系がある、だからできない。

じゃあ、交通量主義でやってきた、交通量主義でつくった整備計画というのは、ちょっとそんなことを言っちゃ申しわけないけど、西大谷から掛川停車場線というのは交通量が少ないから、順位はとりあえず第一次整備計画が終われば、その次の整備計画、今までなかったわけですよ。それを我々はクォーター計画という名のもとに早くやって、もっと抜本的にやりたいということですよ。

そこで、それじゃあ格下げしても、承認事業としてやってもらおうということになって、しかも、もう1市の中に入っちゃった県道ですから、知事さんと私、話ししたときに、もう1市の中に入っちゃうんだから、これは県道じゃなくて市道だという形で、承認事業でやってもらえばいいんじゃないかと。そのときに、無制限に起債をしたら、ほかの福祉のことや予防医学

のこと何かやる、そういうときの市債が加われませんかという話が一つと、それからもう一つは、県道が市道になって、1市2町の中にある、そこで起点と終点が終わるような県道は、もう市道だと、同じ市ですからということでやった場合に、何か県の交付税の算定が、がたんと減っちゃうと、そういうことがあるということを知ったので、こちらだけの都合ではなかなかやれないなということになっているわけです。

したがって、承認事業と特例債、それから整備計画の技術的な問題、ルートの問題、そういうのを全部総合して100億という中で、できるだけ優先的に、抜本的に、クォーター計画に限りなく近づくように努力しようと、それで推進室でやろうと、そういう結論が首長の中ではあったわけですが、やっぱりもうちょっとそれでは満足できない、あるいは十分でないとおっしゃるのであれば、優先事項とか、もう少し言葉できちっと書いて、それでやることについてはやぶさかでないので、皆さんにお諮りしたいと思いますけど。

水野 薫委員 前回、新市建設計画を提案されたときに、たしか私聞いたんですけど、101億の積算の中身はいかがですかと聞いたら、正直な話、全体の、だから掛川市街地から150号線まで行くを整備するうちのおおむね半分ぐらいしか説明なかったような気がするんですけども、こういったこの101億円でY字型の道が完璧に整備できないでしょう、今のこの101億円という額は。

さっき、県道の問題、県の仲村さんおっしゃったんですけど、本当は県道ですし、必要だから、この際、合併のときにつくろうというふうに、正直申しまして、県がさっさとつくってくれりゃあ、こんながたがた騒がぬでもいいんですけども、やらないから、承認工事でも何でもやって、早く整備をしましょうという意味、もう少し理解してもらわぬと困るなと思うんですけどね。

それから、いろんな事情でできないことはよくわかってますから、それならどういうふうにして、何とか自前でも、あるいは特例債でも使って整備をするかというのを我々今論じているはずであって、そういう意味で、これ10年間にじゃなくて、新市建設計画というのは、財政計画も10年のスパンで出してありますから、これは一応10年の話ですよ。

そうすると、この新市建設計画の10年の中に、この重点プロジェクトの位置、もう一回確認しますけども、101億でY字型の道が整備できる予算額ですかということと、それから時限、時間、10年間に整備できますかと、この2点だけ確認をして、それで非常に難しい問題もあるかと思いますが、そういう意味で、最優先的にこれを新市の重点プロジェクトの、重点事業の施策のまず優先の優先であって、進めてもらいたいという意味で最優先という言葉を申

し上げたんですけども、その辺、その2点だけ、101億で二本の線が全部完成するんですか、それと時限はいつまでですか。

それで、特にこの新市建設計画、くどいようですが、これ10年の計画でやっていますから、10年先の話を論じてるわけではないもので、今回、新市建設計画を、この委員会が承認するかしないかは、この10年のスパンで今、論じてるんですから、10年後が幾らとかと、そういう話を今我々ここでしているわけじゃなくて、とにかくその間に新市建設計画がどういうものだと、もう一回説明してください。

栗田 博事務局次長 事務局の方から、事業費の関係についてだけ報告をさせていただきます。

新市建設計画の11ページの事業費 101億円について、これの事業費がすべての南北道路の事業費かということでございますけれども、小委員会の方でお示した図面の南北の道路についての全体事業費については、先程から出ております約 200億円ということで、概算でございますけれども、積算してございます。

それから、先ほど事務局長の方から答弁がありましたけれども、新市建設計画の財政計画、道路、それからその他の主要事業、こういったものを財政計画シミュレーションしていきますと、道路について、一般財源で約68億、この事業費までは、10年間の財政シミュレーション上、毎年プラスマイナスゼロということになります。そうなりますので、道路の方を事業費を拾っていきますと、この全体事業費が 101億で、そうすれば一般財源の方が68億ということで、10年間の財政計画が成立するというところでございます。

ただ、先ほどからいろいろお話がありますけれども、南北幹線道路については、その主なものが県道でございます。この県道について、先ほど県の総室長さんからお話ございましたけれども、仮に新市が承認工事をして、特例債が認められる、あるいは道路を新市でバイパスを設置して特例債を充当すると、こういったことをすべて満たされた場合には、全体事業費が 200億円であっても、一般財源としては66億ぐらいで十分成立するわけですが、今おっしゃられたとおり、すべてが、その承認工事が特例債として認められるということは、この財政計画を組むときにわかりませんので、当然、今、幅を持たせてあります。

重点プロジェクトの事業費の 101億については、一般財源で68億と、それから承認工事で特例債は認められないということで、最大一番リスクの高いところで道路計画が組んであります。全体計画の 200億円でも、すべてが特例債あるいは承認工事で特例債認められた場合には、それも含まれるということではございますけれども、今のところはそういったことで、財政計画はシミュレーションは組んであります。

以上ですけど。

水野 薫委員 早い話が、南北、大東も大須賀も希望しているような道を完璧につくるには 200 億要るといことですよ。それで、今回 101億というのは、おおむねそのうちの半分しかできないといことですよ。

ですから、それは今後、向こうからどうなって、県の承認工事の問題もいろいろ変わってくる要素があるものですから、冒頭、私申し上げたように、やっぱりこの道路をきちっと 150号線まで完成させる。

私は時限は10年と思ってるんですよ。そのためには、今後、これからの方針として、やっぱり重点項目の最重点項目として取り組んでいただきたい。

そのためには、この重点プロジェクトのナンバーワンに、若干その文言をつけ加えていただきたいと私は申し上げているわけですし、ですから、先ほど鈴木委員が 200億というのを、いろんな過程で当然その額は必要と思うんですよ。現在、半分しか計画してないから 101億で済んでるんですよ。ですから、そういうことなんですよ。それじゃあ、住民説明会の、住民の皆さんの熱き要望に答えられないんじゃないですか。

ですから、正直な話、ここをもう少し、若干の具体性を入れて、せめて10年間の間には南北幹線道路を完成させます、その事業を最優先としますという文言で結構ですから、そういうふうに入れてくださいと私は申し上げているわけです。お願いします。

榛村純一会長 先ほど申し上げたように、そういう優先項目というか、最優先の条項を言葉として入れることは、前回提案されて、ご希望をこちらで相談したときは、したがってその姿勢を示すために推進室をつくってやるということを決まったわけですけど、それを今日おかけしたら、それじゃあだめだ、もう少しそういう項目を、条項を入れるというお話ですから、委員の方々がみんなそうしようということであれば、そうすることでやぶさかではありません。

それから、金額については、先ほど申し上げたとおり、いろんな条件がまだ錯綜しているものから、新市が毎年どれだけ道路投資できるかといいますと、国県の財源が入る前提でいきますと、例えば、福祉施設も使わなきゃいけない、あれも使わなきゃいけない、これも使わなきゃいけないということになりますから、一口に言えませんが、建設投資額が年間80億ぐらいじゃないかと思うんですよ。

だから、年間80億を、それじゃあ全部やめちゃって道路に投資しろということになれば、これは10年間で 800億あるわけですよ。だけど、それはとてもできない。学校も直したり、河川も直したり、いろいろなことをしなきゃいけないわけですから、建設投資事業もどれだけに

なるかわかりませんが、しかし、新掛川市は、今企業誘致も大いにやっていますから、それから住宅も建ってるし、静岡県内の人口推計で、国立人口問題研究所の推計によると、新掛川市が一番人口が最後まで減らない町になると計算されてますよね。

ですから、そういう希望も入れて考えれば、そんなに、もう 100億で、あと積み込んでないからだめだと考えることはない。新しい市長の、また次の市長がどんどん積極的にやれば、道路投資はできるわけですよ。

それと、政治的に、承認事業で抜本的にやる部分をどれだけ採用させるかというのは、これからの問題です。

それから、県知事も、それについてどう考えられるか、県道の都合だけで、合併した市町村の抜本事業が抑えちゃうというか、頭打ちになっちゃうというのは、県でも、それはかわいそうだということになると思いますから、それじゃあ、できるだけ承認事業でやってくれということになると思うんですけど、そのときに特例債を十分に使えるかどうかというのは、今度はまた国の問題になるんですね。

それから、県道の、主要地方道の整備については、国費をできるだけ取り入れたいわけですよ。だから、財源として国費を入れるというときに、また主要地方道と、公共という名の公共県道を取り入れていくために、やっぱり各土木事務所、みんなそれぞれ張りついているわけですよ、県会議員さんが。それで、できるだけおれのところへ公共県道を入れたいと思ってるわけですよ。だから、そういう意味でいくと、なかなか新掛川市だけが袋井土木に言って、できるだけそういう法的な国の国費が入るようにしてくれというのは言い切れない点もあると思うんです。

したがって、この辺で 100億という枠がありますけど、できる限り、現在よりもよくなったということが印象になるように、推進室をつくって推進して、できる限りの努力をする。その中で、新しい市議会が新しい市長と相談して、もっと抜本的に道路投資をやろうと、南北道路をもっと早くやろうということになれば、その新しい市の財源の中で建設投資事業の中のある部分をもっと少し傾斜配分すればいいわけですよ。それはこれからの問題だと私は思います。

樽松友則委員 先ほどから、いろいろ意見をそれぞれ言っておりますけれども、やっぱり新市計画の中で、小委員会でこういうふうには検討されたら、それは非常にいろいろな、掛川と、それから大東と大須賀がうまくいくような内容のもとに、こういう計画を決めたわけでありまして、それこそ一遍に道路がすべてよくなるということは、なかなかこれは考えられないことで、例えば掛川にしても、この北部の方へ行けば非常に狭隘な道路があるわけですので、

そういうことも考えますと、余り、やっぱりみんなそういう気持ちは同じだと思いますよ。

ですから、これはやっぱり言えばきりはないわけですから、お互いにそこは我慢をして、今後10年間の間に景気もよくなり、財政もよくなってくれば、100億を150億、200億、300億でも結構ですから、そういう新市の中で南北道路の推進室をつくっていけば、そういうすべての道路も整備をされるというふうに思いますので、私は、何でもそうですけど、一遍にやっぱりできるということは、なかなか財政問題上できないということですから、これは新市計画小委員会の中で、本当に皆さん方がいろいろ真剣に取り組んでいただいて一つの計画を組んだ、これをもとに、また新しくなって、いろいろなことを、またこれにプラスしていけばいいではないかと、かように思うわけで、決してその南北道をどうのこうのということではなくて、やっぱり南北道は最優先的に私どもも認めて、これからも推進をしていくということですから、そこらのご理解は、やっぱりお互いにすべきではないかと、このように思うわけでございます。

以上であります。

榛村純一会長 小櫻委員。

小櫻義明委員 先ほどの事務局の説明で、またちょっと誤解を招いたようなんですね。

この新市建設計画小委員会として確認をしておきたいことは、要するに南北軸の道路で、どれだけかければ理想的だという数値については検討もしてないと。そういう意味では、200億かければ、その南北軸はちゃんとできるかと、そういうものでもない。

だから、そういう意味では、いわば南北軸で理想的な、みんなが納得するような道路をつくれれば、200億じゃなくて、300、400、500億ぐらいかけないと納得できる道路かもしれないという、だから、そういう意味では、ちょっと200億というのは、あくまでも参考資料として暫定的に見せられたただけであって、しかも後で回収されたものであって、だから、そういうもののうちのまた半分だと、そういう理解は、ぜひ避けていただきたいと思います。

榛村純一会長 合併する前から、大東町さんを中心にして、座長さんになって、小笠南部広域幹線道路の協議会がありますね。あれも、いわゆるこの地域は県道が網の目に発達してるけど、部落と部落をつなぐ道が県道になっただけだから、もっと抜本的に150号線と1号線と第二東名をつなげる高規格道路をつくらうという計画でやってるわけですね。

ですから、これがこういう合併の問題になりましたから、少し路線も、それから戦略も変えなきゃいけないと思うんですね。

私がこの前、水野委員や鈴木委員が余り強くおっしゃるので、その150号線と、こちらへ来るところ、しばらく来て、あとちょっと切れちゃってつながってないところをつぶさに見てきまし

た。あれをつなげたらどのぐらいかかるだろうとか、それが広域幹線道路と代替でどこまでなるか、クォーター計画にどれだけ役立つかというようなことも、それなりに理解しました。

ですから、あそこ、千浜の方へ行けば行くほど、こんなに浜岡の方とか御前崎市の方と近ければ、この方々は御前崎市と一緒になりたかったらと思うところは、たくさん、あの地域歩いてれば歩いてるほどね。したがって、掛川と一緒になったんだから、掛川へ行く道がよくならなきゃ、1市になった価値はないという気持ちになるなということとはよくわかりました、あの辺歩いて。でありますので、広域幹線道路についての戦略を変えなきゃいかんと思うんですよ、線形にしてもね。

だから、そういう中で考えていきたいと私は思っていますが、つなげるだけで、あれをとにかくつなげて、150号ともう1本、しっかりした道がつながったということにするについては、それは鈴木委員がおっしゃるように、100億の中で読めると私は思います。

石山信博委員 掛川の石山です。

大変いろいろ難しいといいますが、細かい問題も出ておりますけれども、大東あるいは大須賀の皆さんから最優先事業として実施をとという言葉が出てきましたので、これについては、別にそういうのを付け加えても何ら問題ないというように私も思います。ですから、それはそれでいいじゃないかなというように思います。

ただ、今、議論されているのをずっと聞いてますと、当然といえば当然なんですけれども、1市2町で合併するということですから、その融和を図るために道路を最優先にしようと、これはこれでいいと思います。この計画もそのようにいけばいいと思います。

ただ、もう一つの観点から、この合併問題が出てきたときにいろいろ言われたんですけども、将来、都市間競争に勝っていかなくちゃいかんと、勝ち抜いていかないかんとということですから、そういう観点から見ると、せっかくある資源として第二東名があるんですけれども、その第二東名のインターからどういうふうに結んで活性化していくというような、そういった議論が少し足りないんじゃないかな、あるいはそういう観点、方向からも見て、予算づけをしなくちゃいけないんじゃないかなというふうに、本当は僕は思ってます。

でも、限られた10年という中で、あるいは合併特例債を使ってということになりますと、北の方はちょっと無理だよということ、それもわかります。しかし、一方的に南の方だけ、南の方だけと言われますと、大変抵抗を感じますので、やはり都市間競争に打ち勝つためには、もう少し第二東名を利用した南北道路ということも、ぜひ念頭に置いていただきたいというように思います。

そして、先ほど市長から南北道路推進室というのを設けるといっていますが、これは大変いいことだというように思います。ぜひ、その中でどうあるべきか、あるいはどういうふうに計画をしたら、少しでも少ないコストで早く工事ができるかということをごをぜひやっていただきたいというように思いますけど、そこでも、ぜひ都市間競争という角度から見ていただきたいというように思います。

お隣の袋井市さんでは、森掛川インターから第一東名の袋井インターへ向かうすばらしい道路を計画しております。都市間競争の当面の相手はお隣さんだというように僕は思うわけですので、負けないようにしっかりやらなければいけないと思いますので、そういう観点から、ぜひご議論もいただきたいというように思います。

大倉重信副会長 この辺でちょっと休憩をとった方がいいんじゃないかと思って。

今聞いてますと、合併してから取り組む事業について、合併前提としてのごちゃごちゃになって、その辺は整理して発言していかないと、今日の場合は何時間たっても終わらない。

この辺でちょっと休憩をとって。

榛村純一会長 小櫻委員さん。

小櫻義明委員 道路の話ばかりになってるもんですから、小委員会では、道路と並んで一番議論されたのは人件費の問題なんですよ。

それで、一応90人削減ですけれども、附帯意見として、2割増しの努力をしてほしいという意見をつけ加えてますので、ぜひこの点も、新しい総合計画なり、あるいは行政改革計画に、新市の、ぜひ反映していただくように努力していただきたいと思います。

榛村純一会長 今、それじゃあ休憩の提案もありましたので休憩したいと思いますが、その前に、ちょっと休憩中の雑談でいいですが、今、小櫻先生から、この新市の建設計画のポイントで、道路問題に終始してしまいましたけど、本当のポイントはまだ幾つかあると。それが人件費の削減、90人や80人じゃしようがないじゃないかという話もあると。

それから、支所機能をどうするかという考え方も、その人件費との兼ね合いであると、それから組織・機構をどうするかというの、その人件費との兼ね合いであるということがありますが、そのほかに小櫻先生、新市建設計画でポイントになるところ、ちょっとありましたら、休憩中の雑談で。

小櫻義明委員 重点プロジェクト、また2つありますので、その辺についても、ぜひご意見をお願いしたいと思います。

榛村純一会長 それでは、ただいま4時ちょっと過ぎですが、4時15分まで休憩いたします。

休 憩 午後 4 時 0 5 分

再 開 午後 4 時 1 5 分

榛村純一会長 それでは、再開いたします。

休憩中に相談いたしまして、皆さん方に提案いたします。

まず、重点プロジェクトにつきまして、ご要望が強かったことで、重点プロジェクトの文章の中に、3行目のところに「路線の一部をバイパス化するなど、重点的に整備するとともに」という、その「重点的」の前に、「最優先事業として」という言葉を入れることにいたします。「最優先事業として」という言葉を挟んでいただきます。ですから、全体として読みますと、「新市の一体性の確保のため、海・山を連携する道路整備を図る。なお、早期に合併効果を発揮させるために、まずは旧市町の市街地間を円滑に結ぶよう、路線の一部をバイパス化するなど、最優先事業として重点的に整備するとともに、幹線となる県道の整備について強く要望していく」というように、そういう文言を入れたいと思います。

そして、誤解を招きやすいので、事業費の 101億、事業費の重点プロジェクトの11億 8,000万円という医療・介護・福祉の金額と、それからその後の12ページの2億円という事業費の金額は、これを削除すると、そういうことでいきたいという提案にしたいと思いますので、それでご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 よろしゅうございますか。

では、そのように諮らせていただきます。

それでは、一応道路問題はそういうことですが、今、休憩中に掛川の北部のほうの方から、南北道路というのは、南部を早くするだけじゃない、北部の方も考えてくれという話がありましたが、それは第二東名との関係もあると思いますが、第二東名につきましては、今のところ、道路公団の民営化のお話の中で少し休憩状態になっております。

ですから、これが早く、一番最短距離でいっても平成23年ということですから、少し先になりますので、十分石山委員の発言も、それから、もともと小笠南北幹線道路も 150号と国道1号と第二東名とつなげる道路として計画されていたわけですから、今回のこの重点プロジェクトでも、そういうことを忘れないように考えていきたいと思います。

それでは、あと、その新市建設計画の重点プロジェクト、医療・介護・福祉についてとか、

あるいは市民活動支援のITプログラムのこととか、そのほか、前回に提案させていただいた新市建設計画のことについて、何かほかにご意見なりご要望なりご質問ありましたらどうぞ。

原田委員。

原田新二郎委員 掛川の原田でございます。

今、小櫻委員長から先ほどちょっと発言がありましたが、人件費の縮減ということで、90人掛ける1.2という発言がありましたけれども、私、その公務員法というのをよく知らないんですが、公務員法というのは、こんなことを言うとお役人の方に怒られるかもしれませんが、解雇ということはできないということなんですね。その辺、ちょっとご説明願えればありがたいと思いますので。

榛村純一会長 答えられるか。

松井 孝事務局長 地公法上は、解雇ということはできないことになっております。

原田新二郎委員 そうすると、自然退職に対する補充をしないと、こういうことになるわけですね。

榛村純一会長 そうですね。

原田新二郎委員 そうですね。はい、ありがとうございました。

榛村純一会長 そのかわり、スト権が認められてないということですよ。

ほかにありますか。

松本委員。

松本恵次委員 松本です。

住民説明会の大東会場の一つで話が出ましたが、この説明会の資料にも載っておりますけれども、17ページの5番目に載ってますけれども、そのときに、安全という項目が抜けているのではないかと、ここに書いてあるそのまま読めばですけども、そのときに会長の方から、確かに抜けていると、これは必要なことだから入れていくべきだというようなお話をされて、ここにも都市基盤系としてくくられているが検討してみるとというような書き方がされてますが、これについては、確かに見ていきますと、安全・安心ということでは、安心ということでは、保健とか医療、福祉の観点から安心という言葉が出てますけれども、市民が安全・安心して暮らせるまちづくりというようなことも入れていく必要があるのかなという、私もこの小委員会の方で検討してきた一人でありますけれども、よく考えてみると、そういう指摘ももっともかなというふうに思うわけですが、この辺いかがでしょうか。

榛村純一会長 はい。

松井 孝事務局長 住民説明会の方で、安全という基本的な問題が施策の7つの項目の中に文言として入っていないんじゃないかというご質問は確かにございまして、その席では、会長の方から、都市基盤系の中にその辺の安全ということについては、意味としては含まれているが、具体的に7つの項目には入っていないということでございます。ただ、この新市建設計画の22ページのところに、都市基盤系のところの施策でございしますが、あ那时的質問も、たしか原発とか、あるいは地震災害、そういった部分での安全ということを強調されていたと思います。

そういう意味では、施策の基本的な方針といたしましては、22ページの一番下の になりますけれども、こういう形で、あるいは23ページの主要な事業という中で、全市的な防災機能の強化ということでうたってございますので、こういったところで、新市になってもこの辺を中心に強化して推進していければというふうに思っております。

なおかつ、こういったご意見が強いということであれば、またこれは新市の総合計画の中でその辺の位置付けをもう少しアップした形で、基本目標の中にそういう文言を入れていくということも可能ではないかなというふうに思っております。

以上です。

榛村純一会長 よろしいですか。

これ、都市基盤の整備という言葉でくくっちゃったものですから、だから本当はもう少しわかりやすくという立場からいえば、道路・河川・防災と、あるいは建設という言葉を入れた方がよかったということは、この前お答えで申し上げたとおりです。

ですから、これから表現の問題として、それから重点的な、住民にわかりやすいということがすべて一番の第1条ですから、そういう形で修正できることは修正していきたいと思えます。

ほかにございますか。

小櫻委員。

小櫻義明委員 先ほど、人件費、人員の2割増の削減という附帯意見について申し上げたんですけども、実は、財政計画を策定するときに、あるいはこの建設計画を策定するときに、ここで予定されている事業なりサービスというものを前提にして、そこで最大限削減できる人員としては90人だろうと。

ただ、それを上回って具体的な数にするということになると、現実の幾つかの事業を大規模に見直して、民間委託なり民営化という、そういうところに踏み込まないと、2割増の人員削減というのは困難だと。だけど、それをしようしますと、やっぱり民営化あるいは民間委託というものについて、どれだけできるかどうかを洗い直して、一定の方向、指針というものを

つくらなくてはならないと。

今、実は富士市でも民間委託のガイドラインをつくっているところですし、浜松を中心のところも、合併の中の一つの目玉が行政改革ですから、それに含めて、そういうものができないかということで、今、内部的に検討しているんですけども、ただ、これをやろうと思うと、やはりトップのところ、民営化、民間委託について、こういう方向、方針というものをちゃんと出していただかないと、なかなかできないと。

そういう意味で、ぜひこの民営化、民間委託についての基本的な指針をつくって、それを具体化する、実施計画も含めて、これは新市になると思いますけども、そこでつくって、早急に実現するように、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

榛村純一会長 はい、ほかに何かございますか。

特にございませんか。女性委員の方、3人いらっしゃいますけど、ソフトな話で何かございませんか。

はい。

鈴木治弘委員 だいぶ前に協議項目の中に出てまいりましたけれども、この24ページに住民参加による自律の気風に満ちた町をつくるということで記載もされておりますが、掛川市では、旧市町村単位で生涯学習センターが設置をされて、それぞれ自主的な活動をされてるということで、大東、大須賀も自治会組織がだいぶ様子が違うわけですね。大変難しい問題だと、こう言われておりましたけれども、今までに何かそういう協議をされて、新しい市になった場合に、自治会がこんな方向になるんだよというようなことは、方向付けをされつつありますか。

ただ、従来のまま、新しい市に差し当たり行くんですよということになるんですか。地元でいろんなことを聞かれるんですよ、そういうことを。どうなるんだよ、どうなるんだよというような話がよくあるもんですから、もしそういう方向付けが多少でもされてるようなら、お知らせをいただければと思いますけど。

松井 孝事務局長 ただいまのご質問にお答え申し上げますが、社会教育事業につきましては、掛川市が地域学習センターを拠点にして推進している。それから大東町、大須賀町では公民館活動を中心にやっているとございまして、これらにつきましては、新市になって一体的になるわけでございますので、いずれ統一を図る必要があるのではなからうかというふうに思いますが、どちらの方法で推進するにいたしましても、施設の整備とか、いろんなシステムの構築とか、いろんな問題がございまして、合併時にそれを統一するということはちょっと無理かなというふうに思っておりますので、この点については、合併後も当分の間は現行のス

タイル、施設を使ったそういう社会教育事業というものが行われるのではないかなというふうに思っております。

その辺の具体的なことにつきましては、現在、一元化調整のための専門部会等で検討しておりますところでございます。

それから、自治会関係につきましても、先だっただのその他事務事業の中である程度の方針は、それぞれ職員、担当部会あるいは専門部会の中では確認されておりますが、その後につきましては、年度も変わったということもありまして、担当者も変わっております。そういうことで、この前もそういう会議を行ったわけですが、まずその辺をしっかりと、現状を認識して、これからその辺の調整をどうするかというのを具体的に検討していく段階だと、そんなところの状況でございます。

榛村純一会長 よろしいですか。

自治には、団体自治と住民自治とあって、団体自治の方は、こういう代表者がやっているわけですが、住民自治の方は、自治区というのがある、あくまで自主性に基づいてやるわけですから、今、それぞれの区長さん同士が、あるいは自治連合会がすり合わせはやってくれると思います。

そのすり合わせの中で、随分違うなということもわかったし、お互いにいいともわかれば、これはマイナスの点もあるわけですが、自治区そのものも、それぞれの区の中で700戸、800戸の自治区と10何戸という自治区とがありまして、同じ市の中でも随分事情が変わってます。

ですから、これはこれから合併にいくまでの間に、担当者もそれぞれ今後人事異動で変わりましたので、これから5、6、7、8とずっと月が進むとともに自治区のすり合わせをしっかりとやらせてもらおうと。それと役場との関係をどういうふうに設定するかということも、その中で決めていくようにしたいと思っております。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 では、特にないようでございますので、新市建設計画につきましては、先ほど申し上げた修正を加えて、原案のとおり県に正式協議に持ち込むことにいたしたいと思っておりますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 はい、ありがとうございました。

ご異議なしと認めまして、県に正式協議することを確認させていただきます。

以上で協議第26号については協議を終了いたします。

何か特にご発言がございますか。

はい、小松委員。

小松正明委員 掛川の小松でございます。

ただいまの協議26号が終わりまして、本日の議事は終了ということでございますが、先程の、次の第13回が5月18日ということで、ここが最後の合併協定書の内容確認をするということでございますので、何かお諮りをするときは、きょうが最後のチャンスということで、一言発言をさせていただきますけれども、実は、合併の期日でございますが、これはもう皆様ご承知のように、来年3月28日が合併の期日だということで、この協議会で確認済みなわけでございますが、皆様もご承知の方も多いと思いますが、ただいま国会の方に合併特例法の一部改正案というものが上程されまして、審議中ということになっております。

この中で注目すべき点は、今までは平成17年、来年3月31日までに合併が行われなければ、さまざまな特例法が適用されないということだったものが、今回の特例法の改正の中では、3月31日までに市町村が議会の議決を経て、知事に合併の申請を行って、平成18年の3月31日まで、実質1年間の合併の期限の延長ということがこの中に盛り込まれているというふうに理解をしているものであります。

この協議会の中で、合併の期日を3月28日ということにしたのは、17年3月31日までに合併をしなければならないので、では、そこまでの間で一番いい日はどこかということが28日の議論だったわけですが、さまざま、私もこの法律が通るとどうということになるんだねということで、いろんな方のご意見をお伺いいたしましたけども、28日ですと、28、29、30、31という4日間だけが古い市という形で残る形になります。私どもの市役所等のスタッフにいろいろ聞いても、本来であれば、4月1日をもって合併するということができるれば、前の年の暫定予算を組まなくて済むとか、決算の部分が軽減されるとか、あるいは電算等の統一も非常に楽になるという、さまざまなメリットがあるということでございましたので、もし、まだ現在この法律は国会で審議中ということでございますが、もしこれが法律が通った暁には、合併の期日は4月1日にするというあたりのことについて、皆様方のご意見をお伺いして、その方向性を探っておくということが次への協議会の場にとって有意義ではないかと、こういうふうに考えておりますので、いろんなメリットがあると思いますし、ぜひこの場で少しご議論いただければというふうに考えます。

特に、一番大きいのは、合併特例債の事業が、合併した年を含んで10年間ということなのです。

で、たった4日間のために1年分が費やされるということもございます。4月1日であれば、新年からの丸々10年がこの合併特例債の算定の適用期間になるということも大きいのではなからうかということもあるわけでございまして、この合併の期日について、3月28日のままでいくか、もしこの法律が通れば4月1日にするというこの意味があるのではないかと、これをちょっと私の方からご意見として述べさせていただいて、皆様の議論にあずかればということで発言をさせていただきました。

以上でございます。

榛村純一会長 ただいま、一つの提案がございましたが、合併特例法改正の法律が通ったという前提での発言ですから、そして、今度、6月議会で協議するまでに、そういう協議する場がないと、そういう前提での発言でありました。

何かご意見、ご質問ございますか。

それじゃあ、中井委員。

中井明男委員 大須賀の中井です。

今、お伺いしました件、本当にその方がいろいろ有利に動いていくという、結構だと思えますが、3月28日というのを決めたのは、あの時も特にコンピューター等、電算業務、ほとんどやっているわけですが、前の日が休みになった方がリスクも少ないし、最初から正當に動いていくというようなことで、土曜、日曜の次というので3月28日が決まったと思いますが、その辺のことは、4月1日にしたときにどのようにお考えになっているか、それは大丈夫か、その辺はいかがでしょう。

榛村純一会長 それと、内藤さん、ほかには。

内藤澄夫委員 この法制化ということの中で、合併の期日を決めるときにも、このことについては提議をされていると思うんですね。結果、これは、まだ法制化はされないということの中で、これは審議に値しないではないかというようなことで却下をされたという経緯があります。

今、聞いてみますと、3月28日、たった3日でも1年になってしまうと、特例債の対象の1年分になっちゃうということでもあります。いってみれば、3日、4日だけ暫定予算を組んだ中で、1年の予算をやっていかないといけないということで、大変そういうことの中の事務的な費用等もかかってくるではないかと。

ならば、4月1日がよからうということでもありますけども、この前の、この問題を法制化まだされていないということの中で提議をされたときにも、やっぱり事務方の考え方、それから会長さん等の考え方は、まだ今現在審議中だと、法制化されないと、よって、それは審議に値

しないではないかというような経緯が過去にはあったということです。その点について、どんなお考えを持っているか、ひとつお聞きしたいと思います。

小松正明委員 掛川の小松でございます。

冒頭の中井さんからのITの方は大丈夫かということでございまして、これはIT担当の方にも確認いたしましたけれども、基本的に平日か休日の後がいいかということであれば、休日の後の方がありがたいということはあるけれども、今回のように、4月1日になるか、それとも前の年度のそういう日になるかということとを比べるとすると、これは4月1日の方がはるかにメリットが大きいし、また1日でもって切りかえるということについても、何とかやれるという回答を得ているというものでございます。

それと、今の内藤委員の方のご発言ですが、私の記憶では、あのときは答申までは出されていたと、そういうことがあるのではないかと答申までは出されていたわけですが、それがきちんとした形の法案という形で国会に上げられたというような事実がない中での議論だったわけございまして、そういう意味で、やや時期尚早ではないかというようなことの中で、まだ議論はいいのではないかと結論になったというふうに私の方は理解しておりますので、今般、これが本当に国会の方に上がっているという事実をもってすれば、今回、改めてこの議論を起こすということに意味があるのではないかと、こういうふうに考えている次第です。

以上です。

内藤澄夫委員 今、小松委員から、僕の言ったことに対する答弁があったわけですが、新聞等の中で、一応答申をされてるということの中の話だというふうに僕は理解しているところで

す。その中におきましても、要は法制化されてないからという、法律を通してないということは、当然衆議院の中でもそれが可決されるということで初めて法制化されるということでありまして、今現在、それがまだなされていないということでありまして、事は僕は同じではないかなというふうに思っていますけれども、その点どうなんでしょうか。

榛村純一会長 そういう解釈というか、そういう気持ちもよくわかります。

しかし、事実認定からいえば、あれからかなり月日がたちまして、総務省と国会の関係、そのほか、関係各機関、地方制度調査会、そういうものの全体のコンセンサスと、それから合併の当局、合併の問題をしょってる自治体とのいろんな公式、非公式に協議を重ねた結果、法案になってるか、なっていないかということも重要な因子ですけど、議論がかなりこの3カ月なりの間に深まったというか、事実関係がかなり進んだと。

ここへくると、そのときと今の小松委員の発言の比較でなくて、今はもう3月28日と4月1日、どちらがいいかという議論に提案としてはなってるわけで、内藤委員のおっしゃるように、それは前のときだって同じだったんじゃないかというのは、それからの経過と法案化されたということと、今度は通るに間違いはないということと、それからこの次の協議をするのが6月議会までないということの中での制約された条件の中での提案であるというふうにご理解をいただきたいと思いますし、私自身も、前に取り扱ったことと扱いが違うんじゃないかというのは、それはその間の時間の経過の中でそういうふうにならざるを得ないと、あるいはそれにこだわって、それじゃあやっぱり3月28日だという根拠にはならないと、こう思っているんです。

内藤澄夫委員 もう1点だけ。

4月1日がよかろうというのは、僕らも当然そう思ってるわけ。それは、今、衆議院なり、国会の中で審議をされている。要するに、18年3月31日まで合併のあれが延びるじゃないかと、1年。

そんなことは関係なく、要は3日、4日でも暫定予算を組まなくちゃいけない、これが一つ問題だと。

もう一つは、特例債、3日、4日でも1年分に値するんだと、実質9年しか使えぬじゃないかということの中でぜひ言ってもらいたいと思いますね。それでないと、審議にちょっとならぬじゃないですかね。

榛村純一会長 それは、そのとおりで、小松委員の発言もそういう説明だったと私は思いますけど。

水野委員。

水野 薫委員 内藤委員の言うご高説も、よう理解できるんですけども、私は、この合併の期日を決めるときに、きちっとした年度を100%通過して、4月1日というのを実は主張したんですけども、そのときに確かに、まだ法制化されないものを前提に、それを論ずるわけにはいかないというような皆さんの意見だったと思います。

これは、第27次地方制度調査会の答申が出たんですよ、11月13日ですか。その文書が我々のところに回ってきたんですけど、ですから、その答申があれば、もうこれ100%、政権がひっくり返らぬ限り通るじゃないかというのでそう申し上げたんですけども、そのときには、まだ国会に法案として提出されてないから、あるいは法制化されてないから、ちょっと無理でしょうというような話だったと記憶しております。

しかし、基本的には、やっぱり今、内藤委員が最後に言ったように、その3日間に暫定予算

を組んだりする手間あるいは何で28日に、4月1日ときちっとした切りがつく日を選ばなかったというのは、ですから、あのときに本当は附帯事項みたいに、もしそうになったら、もう自然にそっちへ切りかえますよというようなので決めとけば、もっと簡単でよかったと思うんですけど、私は基本的には4月1日に変わることに賛成です。

榛村純一会長 はい、半井委員。

半井 孝委員 大須賀の半井です。

今のお話の中で、4月1日にするというような意向も、非常にいいことじゃないかなと、私個人的にはそう思うんですが、日を決めるときに、我々は合併の期日を1月ということで、ずっとそういうふうな格好にしてきましたけど、皆さん、コンピュータとかいろんな問題で、3月28日ならということで、1月の案で妥協したわけですが、こういうことになってくると、4月1日でなくてもいいのかなというような考え方もあるわけで、期日を決めるときに、非常に農業の方、そして製茶組合の方々に、いろんな意向で、4月の選挙は絶対避けていただきたいというような、そういうふうな要望もいただいている中で、もしそういうふうな話が、延ばすという期日を決めるだったら、もう一度しっかりした皆さんのご意見を聞きたいと思います。

助役さんにも、やはり4月1日にするというだけの話でいくのか、それとも、3月28日をご破算にして、合併の期日を、じゃあ17年度のいつにするかということをお皆さんで検討していただきたいというものなのか、そこら辺のことをはっきりしていただかないと、我々も町へ帰ってから、議員で特別委員会やるときに、こういうふうになって、28日から1日にするだけだよというような話にするのか、とにかく28日を、新たに時期の中で日を決めていくんだよというふうな格好にするのか、そこら辺ちょっとお願いしたいと思います。

小松正明委員 掛川の小松でございます。

私の提案は、4月1日にしてはいかがかと、4月1日にするのがよいのではないかとこの提案の趣旨でございます。

以上です。

上野良治委員 4月1日でも別に構わないんですけども、助役の言ってることがちょっと理解できないのは、この間の夜中の議論のときには、コンピュータ問題云々でいろいろ言われましたけども、今回は、平日でもいいよと課長が言った、そういう答弁だったんですけど、そのときも、それこそ蒸し返しになりますけども、1月でもコンピュータは大丈夫だと、あの人が言ったと思います。

それに対しては、だめだという多分意見だったと思うんですけども、その点はどうなんです

か。ちょっと言ってることが矛盾してきてるんじゃないかなと感じてるんですけど。

小松正明委員 あの時の大きな議論は、1月にすることと3月にすることという大きな流れの中での議論だったというふうに理解しております。その中で、3月の方がありがたいんじゃないかということでご提案したという形の中で、皆様方のお考えが3月になったというふうなことだというふうに理解しています。

じゃあ、3月ということであれば、連休の後ろがよいのではないかという形の中で3月28日になったというふうに理解しておりますので、その連休の後がどうこうということよりは、そのメリット、デメリットよりも、今回の4月1日に変えられるという前提が起きたのであれば、4月1日にすることのメリットが大きいのではないかと、こういうふうに考えている次第であります。

上野良治委員 私の言わんとしていることは、そういうことじゃなくて、ITの室長ですか、言った発言を、そのときに関しては否定的な考え方で発言されて、今回は室長が大丈夫だと言ったで、いけるよという発言がいかがなものかということ言ってるんですけど。

小松正明委員 意味がちょっととりかねるんですが、もうちょっと詳しくお願いできますか。

上野良治委員 この間のときの、私の方の質問の中で、ITの室長の方の話では、1月でも間に合いますという答弁だったはずですよ。それでも、今、助役言われたように、期間的な問題で難しいだろうということで3月になったわけなんですけども、そのときに、もう室長ははっきりやると言って、できますと言ってたんですよ。

それを、今回、4日の云々の話で、室長の方でオッケー出したから大丈夫だよというのが、ちょっとその発言がいかがなものかなという感じがしましたのでね。

戸塚正義委員 掛川市の戸塚でございます。

合併の期日が、これは非常に重要なことなんですよね。しかも、既に3月28日という決めをしてあるわけです。

それを、何の正式な議題でもない中で進めるといのはいかがかなと。これ提案として今、小松委員から出たわけなもんですから、それじゃあ、ここで委員の中で議論しているだけじゃなくて、やっぱり事務的に事務局方で正式にどういうことが言えるかということちゃんと出して、そこで正式な議案として審議しないとおかしいのではないかなと。

今、話あったように、この前にも、大丈夫ですか、大丈夫ですよとってる。しかし、後から、いや実はこの方がもっとよかったということが出てきてるんですよ。

したがって、もし、この合併の期日を変えるんだったら、臨時の委員会、合併協議会開いて

もいいと思うんですよ。それまでに、事務局で、もっとちゃんとした、いろんなさっき出たことを精査して、それで正式に議論しないとおかしいじゃないですか。

榛村純一会長 私どもの首長の段階では、今、戸塚委員のおっしゃったこともさることながら、今度は手続論で、3月28日と4月1日という2つだけを協議したわけですね。

それで、その結果、特例債の適用が1年損するというようなこととか、交付税の算定において損するということと、それから4日間の暫定を組まなきゃならないというむだなり手続があると、その3つの事実をもって、これはどなたに聞いても4月1日の方がいいという結論になるであろうという前提ですから、期日を変更するのは、4月1日から以降を期日じゃないかという見方もあり得るといって立てば、戸塚委員のおっしゃるとおりですけど、私どもが協議の中で考えたことは、もう3月28日で期日は決定している。しかし、手続論からいって4月1日が、よりベストであるという1つの選択だけしかない、ということですので、この協議会でお認めいただければ、それで済むというふうに考えたわけです。

原田新二郎委員 掛川の原田です。

今、大須賀の委員の方から発言がありましたけれども、私はそれは当然だと思うんです。

あの時、大須賀では1月が議員の選挙とか市長の選挙、町長の選挙で、そこでやってもらう方がありがたいんだと、それをみんなで協議して3月28日にしたと。だから、ああいう今のようないい意見が出るのは当然だと思います。

しかし、そのときと今とは環境が変わってきたわけですから、ぜひ、その環境ということをよく、環境の変化に対応しなければならぬということ、ひとつ大きな気持ちで大須賀の委員の方にもご理解願って、やっぱり4月1日ということが、いろいろな手続上、一番いいんだということであれば、掛川の戸塚委員からの発言がありましたように、臨時に合併協議会を開いて、きちんとその説明ができるような資料を携えて、そうして環境の変化をご理解願う、そうして4月1日がベターだということなら、やっぱりそういう方向で僕は進むべきだと、こういうふうに思っております。

榛村純一会長 どなたか意見ありますか。

はい、鈴木委員。

鈴木治弘委員 経過は経過としまして、前の議論の中では、大須賀の選挙の前にやるか、4月1日が本来ならいいけども、4月1日じゃ遅いで、3月28日ということで、どちらかをということと議論をして3月が入ったんですよ。

そういう方向が変わるといって、4月1日に変えるについて、それほど大げさという

語弊があるかもしれませんが、合併協を開いてまで新たに議論をする必要はないと僕は思うんです。

だから、会長のおっしゃるとおり、4月1日で大賛成です、私は。

松本恵次委員 私も、今いろいろお話聞いてますと、その3日間のことで非常にメリット、デメリットが出てくると。メリットの方が非常に大きいように思いますので、ぜひ4月1日で、ここで皆さんの合意が得られれば、この場で法律が通った暁には1日にするというような形の合併期日に決めていただいた方がいいのではないかなと。

また、コンピュータの問題もありますけれども、4月1日が金曜日ですので、その後、多少何か仮にあったとしても、土曜、日曜の対応もききますので、そういう意味では4月1日というのは安全性も高いのかなというふうに思いますので、ぜひここで皆さんの合意をいただいて、法律が通れば4月1日にするというふうにお決めいただければベストかなというふうに思います。

戸塚正義委員 掛川の戸塚ですが、大筋としてはそれでいいと思うんですが、私、発言させていただいたのは、今、小松委員からの提案で、委員の中の議論なんですよ。大筋として、その方がいいんじゃないかという大まかな話。

もし、皆さんから、今日でもいいじゃないかと、この場で十分議論して、それを結論出そうよということになるのはそれでいいと思うんですが、その前に事務局として一体どういうことが言えるかと、正式な事務局としての意見がまだ何も出てない、そのことが心配なんです。ちゃんとその辺をしっかりとしないと、この前のように、事務局から後で、もっとこんなこともあったよということが出てきた経緯がありますもんですから、そのことをしっかり事務局で位置付けをしてほしいと、こういうことなんです。

榛村純一会長 事務局、言ってください。

松井 孝事務局長 今回の4月1日に変更するかどうかという点で、留意点として、事務局としてもいろいろ考えてみたわけですが、先ほどから出ておりますように、前の合併の期日を決定するに至っては、1月か3月かという、大須賀町の議員選挙に関連して、そういう合併の時期の問題であったというふうに思います。そのときには、そういう時期の中では、できるだけITの統合作業上、十分な時間あるいはスケジュールが確保できるという最長の3月ということで、その決定を見たというふうに思っております。

ただ、今回は、先ほど小松委員の方からもございましたように、あのときは3月31日という特例法の期限の中で一番最良の日ということ、そういう限定があったわけですが、今

回は、法律の改正が、具体的に審議の方が進んでおりますので、その辺も当然可能性として視野に入れた上で、合併の期日を4月1日ということが可能であれば、そういった選択もすることも必要じゃないかというふうに思っております。

それで、3月28日と4月1日の大きな違いというのは2つあるかと思いますが、まずは、連休明けの月曜日であることと、金曜日という平日であると、この違いでございます。それともう1点は、16年度の途中、先ほど来、出ておりますけれども、新市といいますか、16年度が4日間残ることと年度初めの違い、この影響をどう考えるかと、この2点に絞られるんじゃないかなと思います。

そして、月曜日ということにつきましては、これは電算プログラムを統合していく上では、前日が休みということが一番リスクを抑えることができるということでベターではございます。

しかし、私の方もIT政策課の方といろいろ話をさせてもらったんですが、金曜日になった場合、前日に十分な作業時間、これは確保できない部分というのは多少リスクはあるということでは聞いてますが、ただし、対応策として、手法をちょっと聞いてみたんですが、4月1日の場合には、その前の一番近い土日、具体的に申し上げますと、来年の3月26、27、この土日に、もう新市のシステムはセットアップしちゃうんだよと。そして、4日間の間、移動の処理が必要なもの、毎日の転入転出とか戸籍の関係、そういったもので毎日の処理が必要なものについては、その処理については、新旧2つのコンピュータでもって二重入力、並行稼働させて、そして毎晩更新をかけて4月1日まで持っていけば大丈夫だと。そして、その4日間において移動処理が必要でないものもあるわけですね。そういったものについては、もう3月26、27日にセットアップして、4月1日までは処理を凍結しちゃうと。処理を凍結して、そのままに置いて、新市になってから新しいデータを打ち込んで処理していくということで、対応は十分可能だということを聞いております。

ですから、今回の3月28日、4月1日という検討の中では、曜日の問題ということも重要な要素ではございますけれども、それよりも16年度が4日間残るか残らないかということについてが重要であろうかと。その4日間のために、事務処理が、必要な処理がすべて必要なくなるわけでございますので、そういう意味では、かなりの軽減化が図られるということでございます。

それから、交付税算定替えの関係とか特例債事業の10年間、先ほどお話出ましたが、法律上の表記の仕方としては、合併年度及びそれに続く10年度間という表現がしてございますので、今現在、3月28日とした場合には、10年間と4日間ということになりますが、4月1日の場合

は、合併年度及びそれに続く10年度間ですから、11年度間ということになるかと思います。

そういう意味では、交付税の算定替え、15年度の決算でいきますと、3億5,000万ぐらいの差があるわけですが、これは交付税が、いろんなこれからの制度が変わってくることも承知しておりますけれども、いずれにしても、1年間分の交付税算定額が、さらに1年間追加されるというような大きな財政上のメリットもあるわけでございますので、そういったことで、事務局としては、その辺が検討する留意点ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

牧野勝彦委員 今、小松委員の方から期日の変更の提案があったんですけども、今日新しく提案として出して、今日それを決めていくのか、また次回とか、その次に、そういうふうな事務局から正式に提案をして、それで皆さんに判断を仰ぎたいということにするのか。提案だけで、今こういう話になっちゃってるもんですから、その辺をちょっと決めていただいた方が、話がしやすいと思うんですけど。

榛村純一会長 先ほど出ましたように、通常のスケジュールでいくと、この次の合併協議に協定するときまでに協議会開かれないうもんですから、国会が通ったら自動的に4月1日になるように、今、決めといていただければありがたいというか、それがいいじゃないかというのが提案なんですね。

ですから、その取り扱いについて、これは、この協議会は協議会の提案をもって、それは1人1人格ですから、議会運営委員会を開くとか、事務局がどうするとかいう問題じゃなくて、この会議で合意すればいいと、こういうことなんですね。

そういうことでご理解いただいて、もし、大事なことから、一回持ち寄って協議してきて、またやるという性質のものではないと私は思いますが、あえてもう一遍、戸塚委員がおっしゃったように、今、事務局の説明では、まだよくわからぬと、だから事務局の言ったことを、もう少し理論的に、ちゃんと数字的にもわかって、その期間を待って、近日中にもう一遍合併協議会を臨時に開いて、そのことを決めるかという問題ですね。どちらがいいかということになると思いますけど。

戸塚正義委員 いいですか、戸塚ですけど、今、会長の言われたこと、非常に重要なことで、私が何を言わんとするかというと、今、事務局の説明聞いても、だれに聞いたって、これ4月1日の方がいいんですよ、財政的にも。

なら、何で、事務局でそれまでの検討して、きょう追加議案でも出さなかったのか、きょう小松委員が出さなければ、これ終わっちゃう話でしょう。そこなんですよ。

もっと、それだけ重要なことなら、最初から計画して、所定の26号の次に追加議案で出すくらの準備をしてもいいじゃないかということなんです。

榛村純一会長 それは私の責任でして、事務局は、どうでしょうかということは私に問い合わせがあったわけです。それで、事務局としては、行政の一員ですから、法律が通ってないものを、法律が通ってない形を前提にして議案に出すということはいかがかというのは、行政マンとしては思うんですよ。

だから、私は、政治と行政の間の子が首長ですから、そこで、それじゃあ、どなたかに提案してもらおうようにしよう。そうしたら、行政のトップは助役ですから、じゃあお三方の助役に提案してもらおうと、こういうことになったわけで、もう自明の理で、4月1日の方がいいということは、深く研究すればするほどそうなるわけですが、その取り扱いについては、事務局案というか、議案として最初から出すべきだったというのは、この法定協議会の手続上ないんですよ。だから提案になったと、そういうふうにご理解いただきたいと思うんですが。

内藤澄夫委員 結果、事務局から出されないというのは、行政でいう予算先行と同じなんですよ。結果が出ない前に、もう議決をしてしまったというようなことだと僕は思うんですよ。

当然、これは事務局でなくして、言ってみれば、会長の方から、助役の方からそれが出てくること自体が僕は問題だと思うんです。だれが考えたって、4月1日の方がいいというのは、これはわかってるわけですから。

それを、あえて3月28日にしたわけでしょう。それを、今言うように、特例債の関係、交付金関係、3日ないし4日の暫定予算を組むことが、これもったいないじゃないかと、丸々11年使えるのに、10年と4日だけではもったいないじゃないかということが僕は一番主だと思うんですよ。

だから、法制化のことは別として、とにかく4月1日が一番ベターなんだと、ぜひそんなふうにご理解していただきたいという話でないと、法制化されないものを、なるから、もうこうすべきだということは言うべきでないというふうに思ってますけど。だれが考えたって、4月1日というのは、もうわかってるんですから。そうすれば、丸々11年使えるということもわかるんですから、だから、それは今言うように、合併の期日が18年3月31日まで延びると、よってだなんていう話は僕は論外だと思うんですよ。

ですから、そんな中で審議をしていただければ、何ら問題ないと思ってますよ。

榛村純一会長 とにかく、会長は司会をするだけで、決定権はありませんので、そのことの取り扱いについて、どうでしょうか。

鳥井昌彦委員 鳥井です。

ほとんどの方が、3月28日か4月1日かといったら、4月1日の方がいいと言ってるだもんで、4月1日じゃなくて、これ7月だ8月だというふうにしたいという意見があるなら、これはちょっとしっかりやらにゃいかんと思うが、そうでない限り、ここで4月1日で採決とってくれていいじゃないですか。

榛村純一会長 それでは、3月28日と4月1日について、4月1日の方がいいということで、それで国会で通る前ですが、通った場合には、そういう取り扱いにするということでお認めいただいたことよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 はい、ありがとうございました。

それでは、一定の条件のもとに、4月1日にするということにいたします。

いろいろご協力ありがとうございました。

それでは、次回の会議でございますけど、5月18日、午後2時から、この会場で開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

皆さん方には、長時間にわたりましてご熱心にご協議をいただき、誠にありがとうございました。

これで、第12回の掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会 午後5時11分